

開設	法律学科
科目ナンバー	LA201
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000110
講義名	行政法I（行政作用法）B組
担当者名	横内 恵
開講情報	春期 金曜日 1時限 512教室 春期 金曜日 2時限 512教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	わたくしたち市民と行政の法的関係は、多面的である。しかもその法的関係は、私人間のものとは異なっている。つまり、行政の究極の目的は公益の実現であって、その手段は多様であるが、私人間の活動の基本が対等な当事者による契約であるの対して、行政の手段は多かれ少なかれ権力性をもつことが多い。そこで、この講義では、行政法の基本原則と現在の行政権の手法の統制の有り様を扱う。具体的には、行政処分、行政指導、行政強制、行政手続などの法的統制である。
授業の内容	行政法とは、行政の活動を根拠づけたり規制したりする法の体系である。本講義ではそのうち、行政の組織の基本構造、行政法の基本原則、行政の行為形式、行政の活動に対する統制のあり方について、具体的な事例を示しながら解説する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	本科目の受講生が、行政の様々な活動を法的にとらえて考察したり、それに関する課題を見出して検討したりすることができるようになることを、本講義の到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	教員による解説を中心として授業を行う。スライドに沿って授業を進めながら、必要に応じて教科書や判例集や配布資料を授業中に参照・講読する。 授業中に課題を出題し、学生が考えたり発言したりする機会を設ける予定である。そのうちの一部については、授業時間内に、レスポンスやmanaba上にて、または紙媒体で、回答の提出を求める（以下、これらをまとめて「リアクションペーパー」という）。
	【第1回】オリエンテーション、イントロダクション
	【第2回】行政組織の基礎概念
	【第3回】行政の仕組み
	【第4回】法律による行政の原理（1）理論
	【第5回】法律による行政の原理（2）事例解説
	【第6回】行政法の一般原則
	【第7回】行政の規範定立（1）法規命令
	【第8回】行政の規範定立（2）行政規則
	【第9回】小試験I（理解度確認）及び解説

授業計画	<p>【第10回】 行政行為（1） 類型</p> <p>【第11回】 行政行為（2） 効力</p> <p>【第12回】 行政行為（3） 瑕疵、取消・撤回</p> <p>【第13回】 行政契約（1） 行政契約の種類</p> <p>【第14回】 行政契約（2） 行政契約に対する規制</p> <p>【第15回】 行政指導</p> <p>【第16回】 行政計画</p> <p>【第17回】 行政裁量</p> <p>【第18回】 行政裁量と司法審査</p> <p>【第19回】 行政活動と適正手続</p> <p>【第20回】 行政の実効性確保手段（1） 行政代執行</p> <p>【第21回】 行政の実効性確保手段（2） その他</p> <p>【第22回】 行政情報の公開</p> <p>【第23回】 個人情報保護</p> <p>【第24回】 国と地方の関係</p> <p>【第25回】 事例学習</p> <p>【第26回】 小試験Ⅱ（理解度確認）及び解説</p> <p>なお、上記計画は、受講生の理解度等に応じて変更されることがある。</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>毎回の授業前に、教科書の該当ページを読むことを求める。（所要時間：1～2時間）</p> <p>毎回の授業後に、配布資料や教科書を用いた復習を行うことを求める。（所要時間：1～2時間）</p> <p>また、授業中に、次回の授業に向けて課題を出すこともある。その場合には事前学習としてその課題に取り組むことを求める。（所要時間：1時間程度）</p>
成績評価方法・基準	<p>小試験Ⅰ（35%）、小試験Ⅱ（65%）を基本とする。</p> <p>その上で、合計点が100点を超えない範囲内で、リアクションペーパーの点数を上限20点として試験の得点に加算する。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（試験等）の講評・解説は、授業内に口頭にて、又はmanaba上にて、行う予定である。</p>
	<p>1. 教科書</p> <p>（1）北村和生、佐伯彰洋、佐藤英世、高橋明男『行政法の基本〔第8版〕』（法律文化</p>

教科書・指定図書	社、2023年)。 (2) 齋藤誠、山本隆司編『行政判例百選I〔第8判〕』(有斐閣、2022年)。 2. 指定図書 興津征雄『行政法I 行政法総論』(新生社、2023年)。 大橋真由美、北島周作、野口貴公美『行政法判例50!』(有斐閣、2017)。
履修上の留意点	特になし。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA202
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000200
講義名	行政法II（行政救済法）
担当者名	猪野 茂
開講情報	秋期 火曜日 2時限 512教室 秋期 金曜日 1時限 512教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	公益の実現を目的とする行政のしごとには、過去の例からわかるように、行政権の違法もしくは不当な行使による市民の権利利益の侵害を伴うこともある。そこでこの講義では、市民がどのように救済されるしくみになっているのかを学ぶ。その内容は、行政のしごとによってもたらされた被害や損失の穴埋めに関わる損害賠償や損失補償と、違法な営業禁止処分など被害等をもたらしている原因行為を除去してもらうための行政不服審査や行政訴訟である。
授業の内容	「行政法I」で得た知識を前提として、行政救済法分野における主要法令を理解する。具体的には、行政訴訟法、行政不服審査法、国家賠償法、損失補償制度について学び、行政活動による権利侵害に対して、どのような救済方法があるのかを理解し、現代社会における権利救済の意義についての理解を深める。
科目の到達目標 (理解のレベル)	行政救済法における主要法令、判例、及び関連する判例等に係る学部レベルでの知識を確実に修得するとともに、各種公務員試験の行政救済法分野に関する問題について、確実に正解を導くことができる能力を涵養する。
授業形態	講義
授業方法	レジュメ（スライド）を用いた教員による解説を主として授業を行う。必要に応じて学生との問答を通じて、関連の知識を深めていくこともある。レジュメは、PDFファイル形式でmanabaにアップする。受講者は、毎回、該当のレジュメをダウンロード・印刷等しておくこと。なお、各回の講義終了後に小テストを実施する。
	<p>【第1回】行政救済法とは何か：行政救済法の体系や沿革、沿革、体系等について学修する。</p> <p>【第2回】行政訴訟法概説：「法律上の争訟」の意義、行政事件訴訟の意義と4つの類型等について学修する。</p> <p>【第3回】抗告訴訟の類型と取消訴訟の基本構造：抗告訴訟の5つ類型と、取消訴訟の意義・機能、取消訴訟の流れ、6つの訴訟要件の概要等について学修する。</p> <p>【第4回】取消訴訟（1）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「管轄」、「出訴期間」、「被告適格」に係る基本的な事項について学修する。</p> <p>【第5回】取消訴訟（2）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「処分性」に関する基本的な考え方、処分性に関する4つの判断要素の概要を理解するとともに、4つの判断要素のうち外部性に関する事例について学修する。</p> <p>【第6回】取消訴訟（3）：処分性に関する4つの判断要素のうち、直接性、及び法的効果に関する事例について学修する。</p>

【第7回】取消訴訟（4）：処分性に関する4つの判断要素のうち、法的効果（つづき）及び法律の授権に関する事例について学修する。

【第8回】取消訴訟（5）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「原告適格」についての基本的事項について学修する。

【第9回】取消訴訟（6）：行訴法9条2項による「原告適格」の解釈手法の基本について理解するとともに、関連する事例について学修する。

【第10回】取消訴訟（7）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「狭義の訴えの利益」の基本的事項について理解するとともに、関連する事例について学修する。

【第11回】取消訴訟（8）：取消訴訟の審理方法（訴訟物、主張立証責任、違法判断の基準時、違法性の承継、主張制限、処分理由の差替え等）について学修する。

【第12回】取消訴訟（9）：取消訴訟の終了（判決によらない取消訴訟の終了、判決による取消訴訟の終了、判決の効力、事情判決等）について学修する。

【第13回】その他の抗告訴訟（1）：処分の無効等の確認訴訟の訴訟要件について学修する。

授業計画

【第14回】その他の抗告訴訟（2）：義務付け訴訟の訴訟要件と関連事例について学修する。

【第15回】その他の抗告訴訟（3）：差止訴訟の訴訟要件と関連事例について学修する。

【第16回】抗告訴訟以外の行政訴訟（1）：公法上の当事者訴訟の基本的事項と関連事例について学修する。

【第17回】仮の権利救済制度：抗告訴訟及び公法上の当事者訴訟に係る仮の権利救済制度（執行停止、仮の義務付け、仮の差止め、仮処分）の基本的事項について学修する。

【第18回】抗告訴訟以外の行政訴訟（2）：民衆訴訟と機関訴訟の基本的事項について説明する。

【第19回】行政不服審査法（1）：審査請求の4つの要件とその概要について学修する。

【第20回】行政不服審査法（2）：審査請求の審理手続、裁決の種類と効力、執行停止制度、教示制度、審査請求と取消訴訟との関係、審査請求前置について学修する。

【第21回】国家賠償法（1）：国家賠償制度の沿革、国家賠償法1条に基づく賠償責任の成立要件の基本的事項と関連事例について学修する。

【第22回】国家賠償法（2）：国家賠償法1条に基づく賠償責任の成立要件と関連事例について学修する（21回続き）。

【第23回】国家賠償法（3）：国家賠償法1条に基づく賠償責任の主要論点（民事裁判と国家賠償、刑事裁判と国家賠償、立法行為と国家賠償）と関連事例、及び国家賠償法2条に基づく賠償責任の基本事項（営造物の概念、設置・管理の瑕疵（道路））について学修する。

【第24回】国家賠償法（4）：国家賠償法2条に基づく賠償責任の基本事項（設置管理の瑕疵（河川））と関連事例、及び同3条における費用負担者、同4条における民法との関係に関する事例について学修する。

【第25回】国家補償法概説:損失補償の基本問題（意義・趣旨、内容等）及び関連事例について学修する。

	<p>【第25回】 損失補償:補償の要否・方法、「国家賠償と損失補償の谷間」について説明する。</p> <p>【第26回】 授業内試験：上記の学修事項について試験を行う。</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<p>1) 事前に教科書の該当箇所をしっかりと読み込んでおくとともに、事前に配付されるレジユメ (manabaにアップするので事前にダウンロード・印刷等しておくこと) に目を通しておき、分からない点について、事前に認識した上で受講すること。</p> <p>2) 講義中は自身の理解で合っているかどうかを確認するとともに、事前学習で分からない点があれば、質問するなど、積極的に授業に参加すること。</p> <p>3) 授業後の復習においては、その回の学修事項全般について目を通すとともに、講義後の小テスト結果を確認し、誤答があった事項については、再度、正解の確認を行うこと。</p>
成績評価方法・基準	<p>平常点 (50%) 及び授業内テスト (50%) の結果により成績評価する。</p> <p>平常点については、各回の小テスト結果を基本とし、受講態度、遅刻等の頻度などを総合勘案した上で判定する。</p> <p>なお、上記にかかわらず、欠席回数が全体の 1 / 3 以上となる場合には、単位を付与しないので注意すること。</p>
課題 (試験やレポート等) についてのフィードバック方法	本授業での課題 (試験やレポート等) の講評・解説については授業内 (口頭) もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	<p>(教科書) 大橋洋一『行政法II (現代行政救済論) (第4版)』 (有斐閣、2023年)</p> <p>(参考書) LEC東京リーガルマインド & LEC総合研究所司法試験部編著『2025年版 完全整理択一六法 行政法』 (東京リーガルマインド、2024年)</p>
履修上の留意点	この科目は、「行政法I」を履修済みの学生を対象とするので注意すること (履修済みであることを前提に講義を行う)。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA101
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000300
講義名	憲法I（人権）A組
担当者名	飯田 稔
開講情報	春期 月曜日 3時限 522教室 春期 水曜日 1時限 522教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	憲法学のなかでも、いわゆる人権論を取り上げる。憲法第3章に掲げられた国民の諸権利について、それぞれの権利内容、法的性格、限界などに関する主要な学説を検討するほか、判例によるその運用にも注目する。憲法解釈論が中心となるが、憲法史的考察や比較法的分析も取り入れて、現実の憲法政治における人権保障の実態を明らかにするよう努める。さまざまな権利に共通する総論的問題についても、適宜論及する予定である。
授業の内容	日本国憲法の保障する基本的人権について、その基礎理論と具体的規範内容を解明する。とりわけ裁判例を重視し、現在のわが国における人権保障の在り方を正確に認識した上で、そこに含まれる憲法上の問題を考察したい。
科目の到達目標 (理解のレベル)	学生には、既存の学説や判例を理解するのみならず、現実の憲法問題に対して自分自身の見解を展開しうるだけの高度な法的能力を習得してもらう。法科大学院の入学試験レベルの問題に、自力で取り組むことのできる程度の理解を得ることが目標である。
授業形態	講義
授業方法	本講義は、全面的に対面式授業の形で行なわれる。受講者は、正当な理由のない限り、自ら出席して講義を聴講しなければならない。講義の進捗にもよるが、学生の授業参加を促すため、口頭発表や討論の形を取り入れることもありえよう。いずれにせよ、受講者側の積極的な取り組みが重要であるこというまでもない。なお、レジュメその他の資料は、本学の授業支援システム manaba を用いて配布する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション <ol style="list-style-type: none"> (1) 「憲法」とは何か (2) 憲法を学ぶ意義 (3) 憲法Iの位置づけ (4) 教科書・参考書 (5) 成績評価 2. 人権の種類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分類・体系化の意義 (2) さまざまな分類方法 (3) 代表的分類とその問題点 3. 思想・良心の自由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 思想・良心（=内心）の自由 (2) 主要な判例 4. 信教の自由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 信教の自由の意義 (2) 信教の自由の限界

(3) 主要な判例

5. 政教分離原則

- (1) 政教分離の法的性格
- (2) 政教分離の程度（厳格さ）
- (3) 判例の展開

6. 表現の自由I 総論

- (1) 表現の自由の優越的地位
- (2) 表現行為の制約と違憲審査基準

7. 表現の自由II 各論

- (1) 知る権利
- (2) 報道の自由・取材の自由

8. 検閲の禁止

- (1) 検閲の概念
- (2) 判例

9. 集会・結社の自由

- (1) 多数人の行動を伴う表現行為
- (2) 公安条例
- (3) 公の施設の利用制限

10. 学問の自由と大学の自治

- (1) 学問の自由の意義と限界
- (2) 大学の自治

11. 職業選択の自由

- (1) 職業選択の自由の内容
- (2) 職業選択の自由の制約
- (3) 判例の展開
- (4) 居住・移転の自由

12. 財産権

- (1) 財産権保障の意義
- (2) 財産権の内容とその制限
- (3) 正当な補償

13. 刑事手続と人権

- (1) 法定手続の保障
- (2) 刑事手続と行政手続
- (3) さまざまな手続保障

14. 受益権

- (1) 受益権総説
- (2) 裁判を受ける権利
- (3) 国家賠償請求権

15. 参政権と選挙制度

- (1) 選挙権の法的性格
- (2) 選挙権の制限とその合憲性
- (3) 選挙に関する憲法上の原則
- (4) 判例の展開

16. 社会権総論

- (1) 社会権保障の意義

授業計画

(2) 社会権の法的特質

17. 生存権

- (1) 生存権の内容
- (2) 生存権の法的性格
- (3) 判例の展開

18. 教育を受ける権利

- (1) 国家の教育権と国民の教育権
- (2) 権利内容と法的性格
- (3) 子どもの学習権

19. 勤労権・労働基本権

- (1) 労働基本権の内容と法的性格
- (2) 労働基本権の限界
- (3) 主要な判例

20. 法の下での平等

- (1) 平等原則の意義と内容
- (2) 平等権と平等原則
- (3) 主要な判例

21. 幸福追求権

- (1) 無名基本権の保障
- (2) 一般的自由説と人格的利益説
- (3) 名誉権・プライバシー権
- (4) 自己決定権

22. 人権の享有主体I

- (1) 人権主体論の意義
- (2) 外国人

23. 人権の享有主体II

- (3) 法人
- (4) 女性、子ども
- (5) 天皇、皇族

24. 特別の法律関係における人権

- (1) 公務員
- (2) 在監者（刑事収容施設被収容者）

25. 人権の私人間効力

- (1) 私人間効力論の意義
- (2) 直接適用説と間接適用説
- (3) State Action の理論
- (4) 基本権保護義務論
- (5) 主要な判例

26. まとめ：人権論の展望

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

授業開始前に、憲法I（人権）の主要テーマを配布する。テーマごとに教科書の該当部分を指摘するので、あらかじめ読んでおくこと。また、レポート課題については、提出後、担当者が開設するので、自己点検を行ない、さらに参考書を用いて理解を深めておくのが望ましい。

成績評価方法・基準	学期半ばのレポート、学期末の筆記試験（論述式）の結果を総合して評価する（それぞれ50%）。いずれも、与えられた課題に対して、学説や判例の動向を踏まえ、自説を論理的に展開する力が求められる。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）に行なう。
教科書・指定図書	教科書：古野豊秋・畑尻剛編『新・スタンダード憲法（第4版補訂版）』（尚学社） 指定図書：工藤達朗編『よくわかる憲法（第2版）』（ミネルヴァ書房） ：工藤達朗編『憲法判例インデックス』（商事法務） ：別冊ジュリスト『憲法判例百選I・II [第7版]』 その他、開講時および随時、参考文献を指摘する。
履修上の留意点	講義で取り上げることができるのは、憲法学のごく一面にすぎない。予習・復習等を通して、自ら学ぶ姿勢が不可欠である。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA102
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000400
講義名	憲法II（総論・統治機構）A組
担当者名	飯田 稔
開講情報	秋期 月曜日 3時限 522教室 秋期 水曜日 1時限 522教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	憲法学のなかでも、いわゆる統治機構論を取り上げる。国会、内閣、裁判所といったわが国の主要な国家機関について、その法的地位、権限行使の内容、手続、制約などを、統治機構全体の中に体系的に位置づけつつ考察する。静態的な制度論のみならず、動態的な現実の運用にも注目し、人権保障に適った統治機構の在り方を追求する。その前提として、憲法学の総論ないし基礎理論についても、若干の分析を加える予定である。
授業の内容	わが国の統治機構を、日本国憲法に則して解説する。単なる条文解釈にとどまることなく、政治部門や裁判所による運用など憲法の動態を明らかにし、これを批判的に検討するよう努めたい。
科目の到達目標 (理解のレベル)	学生には、既存の判例や学説を理解するのみならず、現実の憲法問題に対して自分自身の見解を展開しうるだけの高度な法的能力を習得してもらう。法科大学院の入学試験レベルの問題に、自力で取り組むことのできる程度の理解を得ることが目標である。
授業形態	講義
授業方法	本講義は、全面的に対面式授業の形で行なわれる。受講者は、正当な理由のない限り、自ら出席して講義を聴講しなければならない。講義の進捗にもよるが、学生の授業参加を促すため、口頭発表や討論の形を取り入れることもありえよう。いずれにせよ、受講者側の積極的な取り組みが重要であることというまでもない。なお、レジュメその他の資料は、本学の授業支援システム manaba を用いて配布する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション <ol style="list-style-type: none"> (1) 「憲法」を学ぶ意義 (2) 憲法IIの位置づけ (3) 教科書・参考書 (4) 試験および評価 2. 憲法総論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 憲法の概念 (2) 憲法の分類 3. 近代憲法の諸原理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 権利の保障 (2) 権力の分立 (3) 自由の基礎法 4. 日本憲法史 <ol style="list-style-type: none"> (1) 西洋法制度の継受 (2) 明治憲法の制定と展開 (3) 日本国憲法の制定と運用

5. 国民主権と国民代表
 - (1) 「主権」概念の多義性
 - (2) 君主主権と国民主権
 - (3) 直接民主制と間接民主制
 - (4) 代表制と選挙制度

6. 天皇制
 - (1) 天皇の地位
 - (2) 天皇の権能
 - (3) 天皇制の民主的統制

7. 統治機構の基本構造
 - (1) 権力分立制の意義
 - (2) 均衡型と落水型

8. 国会I
 - (1) 憲法上の地位
 - (2) 国会の構成

9. 国会II
 - (1) 国会の活動
 - (2) 衆議院の優越

10. 国会III
 - (1) 国会の権能
 - (2) 議院の権能
 - (3) 国会議員の特権

11. 内閣I
 - (1) 行政権の意義
 - (2) 最高行政機関

12. 内閣II
 - (1) 内閣の構成
 - (2) 内閣の権能

13. 内閣III
 - (1) 国会と内閣 — 議院内閣制
 - (2) 衆議院の解散

14. 財政と予算
 - (1) 財政民主主義
 - (2) 租税法律主義
 - (3) 予算とその法的問題

15. 裁判所I
 - (1) 裁判所の組織と運営
 - (2) 司法権の独立
 - (3) 司法権の民主的統制

16. 裁判所II
 - (1) 司法権の意義
 - (2) 司法権の範囲

17. 裁判所III
 - (1) 司法権行使の要件
 - (2) 司法権の限界

18. 違憲審査制I
 - (1) 違憲審査制の意義
 - (2) 違憲審査制の諸類型
 - (3) 日本国憲法下の違憲審査制
19. 違憲審査制II
 - (1) 違憲審査の対象
 - (2) 違憲審査の手続
20. 違憲審査制III
 - (1) 違憲判断の手法
 - (2) 違憲判決の効力
 - (3) 憲法判例
21. 地方自治I
 - (1) 地方自治の原則
 - (2) 地方公共団体
22. 地方自治II
 - (1) 条例制定権
 - (2) 条例の範囲と効力
23. 平和主義
 - (1) 日本国憲法と平和主義
 - (2) 戦争の放棄
 - (3) 憲法9条の運用
24. 国法秩序の構造
 - (1) 国法の諸形式
 - (2) 憲法保障
25. 憲法の改正と変遷
 - (1) 憲法改正とその限界
 - (2) 憲法変遷
26. まとめ — 統治機構の展望

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

授業開始前に、憲法II（総論・統治機構）の主要テーマを配布する。テーマごとに教科書の該当部分を指摘するので、あらかじめ読んでおく。また、レポート課題については、提出後、担当者が解説するので、自己点検を行ない、さらに参考書を用いて理解を深めておくのが望ましい。

成績評価方法・基準

学期半ばのレポート、学期末の筆記試験（論述式）の結果を総合して評価する（それぞれ50%）。いずれも、与えられた課題に対して、学説や判例の動向を踏まえ、自説を論理的に展開する力が求められる。

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

教科書：古野豊秋・畑尻剛編『新・スタンダード憲法（第4版補訂版）』（尚学社）

指定図書：工藤達朗編『よくわかる憲法（第2版）』（ミネルヴァ書房）

教科書・指定図書	: 工藤達朗編『憲法判例インデックス』（商事法務） : 別冊ジュリスト『憲法判例百選I・II [第7版]』
	その他、開講時および随時、参考文献を指摘する。
履修上の留意点	講義で取り上げることができるのは、憲法学のごく一面にすぎない。予習・復習等を通して、自ら主体的に学ぶ姿勢が不可欠である。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA302
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000800
講義名	所得税法
担当者名	肥後 治樹
開講情報	秋期 月曜日 4時限 227教室
単位数	2
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	所得税は所得を課税標準とし、個人を納税義務者としている税であるが、法人税と異なり所得区分や人的控除といった個別的な事情にも配慮した税法独自の考え方を採用している。そしてこのことは同税が個別的な事情への配慮を通じ、課税の公平を実現することを求められていることに起因する。本講義では所得税法の学習を通じ、こうした所得税の基本的な姿をはじめとして、同税の特色、問題点さらには、そのあるべき姿について受講生が理解することを目指したい。所得税は所得を課税標準とし、個人を納税義務者としている税であるが、法人税と異なり所得区分や人的控除といった個別的な事情にも配慮した税法独自の考え方を採用している。そしてこのことは同税が個別的な事情への配慮を通じ、課税の公平を実現することを求められていることに起因する。本講義では所得税法の学習を通じ、こうした所得税の基本的な姿をはじめとして、同税の特色、問題点さらには、そのあるべき姿について受講生が理解することを目指したい。
授業の内容	国民生活や経済取引に密接に関わり、現在の税制を支える基幹的な税となっている所得税について、所得税法を中心に学修することとし、授業では、所得税の基本的な考え方や仕組みを学修した後に、各種所得の仕組みとともに、所得金額の計算に当たっての収入金額や必要経費、所得控除等、税額計算に当たっての税率や税額控除等について学修した上で、申告、納付、還付等について具体的に講ずる。 特に、所得税について、国税庁本庁や国税局において、所得税の課税に当たっての企画・立案や大災害時の所得税の救済措置の検討等を担当し、また、国税局及び税務署において、所得税の調査等や確定申告等の事務を指揮・監督するなどの実務を担当した教員の経験を基に、国民の利害に直結する所得税法が、円滑に適用されていく過程などについて具体的に講ずる。
科目の到達目標 (理解のレベル)	学生は、本講義を通じて、個人に最も身近な租税の一つである所得税について専門的知識を習得するとともに、所得税法の解釈上の重要な論点について理解する。
授業形態	講義
授業方法	各講義における各項目ごとにレジюмеを作成し、導入部分として、その内容に関連するトピック等を題材にし、各項目の内容について、まず逐条的な説明を行うことを基本とし、随時、受講者との質疑応答を挟み、双方向的な内容になるように努める。また、随時、小テスト（理解度確認テスト）等を実施し、受講生の理解度を確認することとする。さらに、関連する映像資料等も活用する。 レジюме等は、事前に電子媒体のものをmanabaで提供するとともに、必要に応じ、紙媒体のものを教室において配付する。
	【第1回】 所得税の意義と特色：所得税とはどのような租税か、その特色は何かについて説明する。 【第2回】 納税義務①・納税義務者及び課税所得の範囲：納税義務者の区分はどのようになっているか、課税所得の範囲と課税方式はどのようになっているかについて説明する。

授業計画	<p>【第3回】 納税義務②・実質所得者課税の原則：実質所得者課税の原則とは具体的にどのようなものかについて説明する。</p> <p>【第4回】 各種所得①（給与所得、退職所得、雑（年金）所得）：所得分類について概説し、その上で、給与所得、退職所得、雑（年金）所得とはどのようなものかについて説明する。</p> <p>【第5回】 各種所得②（事業所得・不動産所得、山林所得）：事業所得・不動産所得、山林所得とはどのようなものかについて説明する。</p> <p>【第6回】 各種所得③（利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得）：利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得とはどのようなものかについて説明する。</p> <p>【第7回】 課税標準の計算の仕組み：10種類の「所得の金額」はどのように計算するのかについて説明する。</p> <p>【第8回】 収入金額：「収入金額」とはどのようなものか、その計上時期はどのようになっているか、その計算はどのように行うかなどについて説明する。</p> <p>【第9回】 必要経費：「必要経費」とはどのようなものか、売上原価の計算等はどのように行うか、償却費等の計算はどのように行うかなどについて説明する。</p> <p>【第10回】 所得控除：所得控除の種類はどのようになっているか、その目的は何かなどについて説明する。</p> <p>【第11回】 税率、税額の計算及び税額控除：税額計算の方法はどのようになっているか、基本税率による税額計算はどのように行うか、税額控除の種類にはどのようなものがあり、また、控除額の計算はどうなっているかなどについて説明する。</p> <p>【第12回】 源泉徴収：源泉徴収の仕組みはどのようになっているか、申告納税との関係はどのようになっているかについて説明する。</p> <p>【第13回】 申告、納付及び還付：申告納税方式とはどのようなものか、所得税の申告・納税時期はどのようになっているかについて説明する。</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<p>講義時間には制約があり、説明等できる内容は限られていることから、講義内容に関する指定図書等による予習・復習は不可欠である。また、事前にmanaba等において配付し、講義で使用（掲示）するレジюме等については、講義外においても熟読することが求められる。</p> <p>また、日々、税金関係のニュースなどに関心を持つように心がけてもらいたい。</p>
成績評価方法・基準	<p>試験等（小テストを含む。）50%、平常点50%（授業時の積極的な発言など授業への参加度等）を目安とする。</p> <p>なお、講義中の長時間の離席は、欠席とし、講義中の不適切な行為等については、厳正に対処する。</p> <p>また、欠席回数が全体の1/3を超えた場合（つまり、5回欠席すると）、原則として成績評価の対象としない。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。</p> <p>講義はレジюмеを作成して進めるので、「教科書」は特に指定しない。</p>

教科書・指定図書	<p>参考図書としては、次のものがあるので、適宜参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務大学校講本『所得税法（令和7年度版）』 (https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/syotoku/mokuji.htm)
履修上の留意点	<p>(1) 出欠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に、教室で出欠を取る。また、小テストによっても出欠を判断する。 ・ 講義開始後20分までに入室した学生は、「遅刻」としては扱わない。 ・ 講義中の入退室は、災害時などの緊急時を除き前方のドアからのみ認める。講義中に退室する学生は、教員の許可を得ること。 <p>(2) 講義中の態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義中は、私語など他の学生に迷惑になる行為等は慎むこと。他の学生の迷惑になる行為等を慎まない学生には、退室を求める場合もある。 ・ （繰り返しになるが、）講義中の入退室は、前方のドアからのみ認める。講義中に所用等により一時退室する学生は、教員の許可を得ること。 ・ 講義中に無断で退室した学生については、「出席」としては扱わない。 ・ 小テストにつき、他の学生の解答を丸写しするような行為も許されるものではない。このようなあからさまな不適切行為については、厳正に対処する。 <p>(3) 欠席</p> <p>次の場合は、「欠席」であっても、事情を斟酌し、成績評価の対象となる「出席・欠席」回数の計算に当たって「欠席」としないことがあり得る。ただし、平常点上はあくまでも「欠席」として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学公認の部活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「スポーツ振興課」押印のある「授業欠席届」を提出すること。 ・ 就職活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「キャリアセンター承認印」の押印のある「授業欠席届」を提出すること又は同等の措置を講ずること。 ・ インフルエンザ、新型コロナウイルスへの罹患などにより講義に出席できない場合。ただし、医師の診断書、領収書等を提出すること（コピーでも可）又は同等の措置を講ずること。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義中に入退室をせざるを得ないなどの個人的な事情のある学生は、事前に担当教員に相談すること。 ・ その他、考慮・斟酌すべき事情等がある学生は、遠慮なく担当教員に相談すること。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA203
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000900
講義名	租税法
担当者名	谷口 裕之
開講情報	春期 月曜日 1時限 554教室 春期 月曜日 2時限 554教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	
科目の趣旨	租税法は公法の分野に属し、行政法の一部を構成する。本講義は、租税法全般を対象とする。具体的には、まず、租税法の基本理念及び特質を解明し、租税債権債務の実体および手続に関する法学理論を中心として講義する。これに加えて、租税法の背後にある税制上の諸問題・税務行政上の側面にも言及する。
授業の内容	本学法学部においては、隔年で実施される「所得税法」（奇数年度）、「法人税法」（奇数年度）、「消費税法」（偶数年度）、「国際租税法」（偶数年度）を踏まえ、本「租税法」の講義においては、それらの前提となる「入門（基礎）編」として、租税法総論と主要な租税法の概論を中心に講義する。 全体として、これまで租税になじみのなかった受講者に対し、できるだけ身近な素材も取り上げ、租税法の全体像について概観する。 租税法総論については、租税法の基本的な概念等について説明する。 主要な租税法の概論については、所得税法、法人税法及び消費税法について、それぞれの課税要件を中心に、立法趣旨にも触れつつ、説明する。 税務職員、税理士（事務所職員）など税務に関する職業についても取り上げる。
科目の到達目標 （理解のレベル）	学生は、租税法の基本的原理、また、所得税法、法人税法及び消費税法といった主要な租税法の概要を学習することにより、これらの租税法に関する基本的知識を身につけることができる。 また、租税を巡る社会の出来事等について関心を持ち、理解できるようになる。
授業形態	講義
授業方法	原則、対面方式で実施する。 概ね、1週間前に教材の予習すべき箇所、ポイント等を知らせるとともに、必要に応じ資料をmanabaに掲載する。 学生との質疑応答を行い、双方向的な講義になるよう努める。また、随時、理解度を確認する小テスト等を実施し、学生の理解度を確認する。
	【第1回】ガイダンスほか
	【第2回】租税法総論①租税の意義、税目の種類・特徴
	【第3回】租税法総論②租税法の法体系上の位置づけ
	【第4回】租税法総論③租税法の法源及び租税通達の意義
	【第5回】租税法総論④租税法律主義
	【第6回】租税法総論⑤租税公平主義
	【第7回】租税法総論⑥租税法の解釈

授業計画	<p>【第8回】 税務職員、税理士（事務所職員）の仕事</p> <p>【第9回】 所得税の意義、性格等</p> <p>【第10回】 所得税の納税義務者等</p> <p>【第11回】 所得分類①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得</p> <p>【第12回】 所得分類②給与所得ほか5つの所得</p> <p>【第13回】 所得計算等</p> <p>【第14回】 所得税法の論点</p> <p>【第15回】 法人税の意義、性格等</p> <p>【第16回】 法人税の納税義務者等</p> <p>【第17回】 法人所得の意義</p> <p>【第18回】 法人税の課税標準</p> <p>【第19回】 法人所得の計算等</p> <p>【第20回】 法人税法の論点</p> <p>【第21回】 消費税の意義、性格等</p> <p>【第22回】 消費税の課税の対象</p> <p>【第23回】 消費税における非課税と免税</p> <p>【第24回】 消費税の納税義務者等</p> <p>【第25回】 消費税の計算等</p> <p>【第26回】 消費税法の論点</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<p>講義においては、その時点で話題になっている税制改正等、税金に関連するトピックスなども取り上げるので、日頃から関心を持つこと。</p> <p>講義の際、理解度を確認する小テスト等を行うので、事前に指定したテキスト等の予習及び復習を欠かさないこと。</p>
成績評価方法・基準	成績については、講義の際に行う小テスト等：70%、平常点等：30%。 なお、出席回数が3分の2に満たない場合は評価しない。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	小テスト等の講評・解説については、原則として授業内で行う。
	<p>教材として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務大学校講本『税法入門（令和6年度版）』

教科書・指定図書	<p>(https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/nyuumon/pdf/all.pdf)。講義開始後『税法入門（令和7年度版）』がHPに掲載される（掲載時期は未定）。</p> <p>必要に応じ、下記の該当ページを参照する。</p> <ul style="list-style-type: none">・税務大学校講本『所得税法（令和6年度版）』・税務大学校講本『法人税法（令和6年度版）』・税務大学校講本『消費税法（令和6年度版）』
履修上の留意点	<p>日頃から社会的に話題になっている「税金」について、関心を持つこと。</p> <p>また、租税法を理解するにあたっては、行政法、民法等と関連することもあるので、これらの法律についても関心を持つことが望ましい。</p>
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA307
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA001200
講義名	国際法
担当者名	福王 守
開講情報	春期 金曜日 1時限 554教室 春期 金曜日 2時限 554教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	<p>私たちが生活している社会には、秩序を維持するためにルール（法）が存在するのと同じく、国際社会にもそのようなルールが存在する。それが国際法である。今日のように私たちの日常生活が国際化し、また、国際社会を相手に経済活動が活発に行われるようになると、国際交流の専門家や国際的ビジネスマンはもちろん、一般の人々にとっても、国際社会の仕組みや国際法の知識を十分に理解することは重要である。そこでこの科目では、(1)国際法の基本構造、(2)国家に関する国際法の規則、(3)国家の領域に関する基本的な事柄とそれに対する国際法の取り組み、(4)人道および人権に関わる問題、(5)国家間の紛争解決に関する規則などの国際法の基本を中心に国際法に対する理解を深めていくことを、目的とする。</p>
授業の内容	<p>本講義の前半では、近代以降の市民社会の変遷を踏まえながら、基礎知識の習得と問題分析の方法を学ぶ。具体的には、実定国際法の法源としての、条約・慣習国際法との関連から日本の安全保障、外交関係および民族自決の問題を扱う。次いで、国家概念との関連から国家承認、テロリズム、領域、および海洋法の問題を扱う。</p> <p>後半では、より個別的なテーマについて学ぶ。国際人権法分野では刑罰制度の問題を、国際環境法分野では地球温暖化問題を扱う。次いで、国際社会の平和的共存に向けた課題を検討する。具体的には、国家責任、戦争の違法化（国際人道法分野）、紛争の平和的解決方法、軍縮と核兵器、および集団的安全保障について関連事例とともに理解を深める。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	<p>現代の国際社会を、国際法という枠組を通じて構造的に把握する力を身につける。その上で、未解決の国内社会および国際社会の問題について、法的に分析しつつ解決に向けた筋道が立てられるようになる。</p> <p>前半授業においては、国際法の歴史と理論を理解した上で、主権国家の観点から国際問題を分析して考察できるようになる。後半授業においては、さらに国境を超えた普遍的視点を養いながら、人類の平和的共存に向けた法的課題を分析して考察できるようになる。</p>
授業形態	講義
授業方法	<p>授業形態は対面で行う。遠隔授業システムとしてmanabaを使用する。</p> <p>授業は、国際法教科書、条約集を参考に配布レジュメに沿って進めていく。重要な条約については、（可能な範囲で）交読しながら法文の意味を読み解く。また、毎回のレポート提出を通じて質疑応答を適宜行いながら、理解度を確認しつつ授業を進めていく。その上で、資料プリントを配布して視覚教材とするとともに、最新の事例研究等に役立てる。</p>
	<p>【第1回】はじめに：この授業の目的・内容・学習方法について 内容：本講義の目的・趣旨・到達目標および受講に当たっての留意点（シラバスより）</p> <p>【第2回】現代国際法の構造：国際社会の法構造の特徴 内容：国際社会の特徴および国際法の意義と問題点（テキスト 2-7頁）</p> <p>【第3回】国際社会の変遷と国際法（1）：近代市民社会と実定国際法学の確立 内容：近代市民社会の特徴および実定国際法学の意義（テキスト 13-15頁）</p>

【第4回】 国際社会の変遷と国際法（2）：20世紀から現代までの国際法学の展開
内容：19世紀以降の国際社会の展開および国際法が果たしてきた役割（テキスト15-21頁）

【第5回】 現代国際法の構造（1）：国家間の明示的合意としての「条約」
内容：実定国際法学における法の捉え方および形式的法源としての「条約」（テキスト78-83、128-132頁）

【第6回】 現代国際法の構造（2）：条約と国内法の衝突問題
内容：日本国憲法における条約の位置づけおよび砂川事件最高裁判決の問題点（テキスト128-132頁）

【第7回】 現代国際法の構造（3）：国家間の黙示的慣行に基づく「慣習国際法」
内容：ICJ規程第38条の意義および形式的法源としての「慣習国際法」（テキスト83-89、200-201頁）

【第8回】 現代国際法の構造（4）：慣習国際法をめぐる問題
内容：慣習国際法としての「外交使節の尊重」および「人民の自決権」の概要と事例研究（テキスト10、50-59、148、249-240、244-245、254-255頁）

【第9回】 国際法の主体（1）：国家の成立要件と権利義務
内容：関連条約を通じた国家の成立要件（要素）の把握および基本的な権利義務内容（テキスト22-23、33-37頁）

【第10回】 国際法の主体（2）：国家承認
内容：国家承認の意義およびその効果に関する2つの学説の対立（テキスト22-33頁）

【第11回】 国際法の主体（3）：国家承認をめぐる今日の問題
内容：国家承認をめぐる今日の事例の研究および問題背景の分析（テキスト22-23、266-268、370-372頁）

【第12回】 国際法の客体（1）：国家の領域と非領域
内容：国家領域と非領域の定義と種類および関連問題の背景と原因の分析（テキスト171-187、211-232頁）

【第13回】 国際法の客体（2）：海洋法
内容：国連海洋法条約成立の背景および「人類の共同財産」概念の意義（テキスト188-210頁）

授業計画 【第14回】 14. 前半授業のまとめ：授業の総括と発展学修の手引き
内容：第2回から13回授業までの要点確認および受講生との質疑応答（テキスト該当頁）

【第15回】 国際法上の私人（1）：戦前から戦後までの国際人権保障のあゆみ
内容：国連創設の歴史的背景および国際法の対象としての人権の意味（テキスト233-242頁）

【第16回】 国際法上の私人（2）：国際人権章典の意義
内容：国連による人権保障の歴史および「人間平等取扱主義」と国際人権章典（テキスト242-252頁）

【第17回】 国際法上の私人（3）：国際人権保障をめぐる課題と日本（刑罰問題）
内容：死刑制度をめぐる憲法および国際人権保障規準に照らした議論（テキスト242-252頁）

【第18回】 地球環境と法（1）：環境問題の国際化と国際的取り組み
内容：国際環境法の形成過程および国連による「人間環境会議」の意義（テキスト172-174、316-317頁）

【第19回】 地球環境と法（2）：国際環境会議の進展と国際環境法の形成
内容「人類共通の関心事」概念の意味およびパリ協定の意義と課題（テキスト316-338頁）

【第20回】 国家責任：国際違法行為の特殊性と国家責任
内容：国内法体系と比較した国際違法行為の特殊性および国家責任の法典化と課題（テキスト137-156頁）

【第21回】 国際紛争の解決方法（1）：戦争の違法化へのあゆみ
内容：戦争目的と実態の矛盾および「人間の尊厳」に照らした戦争違法化の経緯（テキスト16、386-396頁）

【第22回】 国際紛争の解決方法（2）：紛争の平和的解決方法と裁判
内容：国際紛争の平和的解決方法の種類および国際司法裁判の意義と事例（テキスト146、339-363頁）

【第23回】 国際紛争の解決方法（3）：軍備縮小と核兵器をめぐる国際司法裁判
内容紛争の平和的解決における軍縮の意義および核兵器使用に関するICJ勧告的意見の検討（テキスト360、368、391-394、397-406頁）

【第24回】 安全保障（1）：個別的安全保障と集団的安全保障
内容：集団的安全保障の意義および国連による強制措置と自衛権行使をめぐる問題（テキスト16-17、360-375頁）

【第25回】 安全保障（2）：集団的安全保障と平和維持活動
内容：国連の集団的安全保障体制におけるPKOの形成過程および現状課題と日本の関わり（テキスト67、373-385頁）

【第26回】 全体のまとめ：授業の総括と発展学習の手引き
内容：第14回から25回授業までの要点確認および受講生との質疑応答と総括（テキスト該当頁）

事前・事後
学修に必要な
時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

シラバスに沿って次回の学修部分について指示をするので、教科書の該当頁を一読してほしい。授業中は板書を写すだけでなく、重要な口述部分についても筆記に努めること。できれば当日中にノートの見直しを行い、配布プリントを整理すると授業理解度が高まる。不明な点は授業の前後にぜひ質問してほしい。なお、新聞やテレビ等の日々のニュースに接することで、授業内容の理解はさらに高まる。これらを通じて社会人としての一般常識をより高めていただきたい。

成績評価
方法・基準

- ・授業出席を前提とした、毎回のレポート評価に基づく（100%）。
- ・26回のレポートの総合点で評価する（5点×26回＝130点を100点満点に換算）。
- ・レポートは授業日から3日後の12:30までに、亜細亜大学 manaba 内「国際法・課題提出欄」に提出すること。
- ・授業に出席せずにレポートを作成しても評価の対象とならない。
- ・単位取得の前提として、全授業回数における「18回（約70%）以上」のレポート提出が必要である。

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィード
バック方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行う。

教科書・指
定図書

（教科書・指定図書

教科書：

- ①中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法（第5版）』（有斐

閣、2024年)

②植木俊哉・中谷和弘編集『国際条約集2025年版』（有斐閣、2025年）

履修上の留意点

国際法に基づく国際法秩序は、これまで学んできた国内法秩序と大きく異なります。毎回の授業ノートの見直しとプリントの整理を継続してください。きっとどこかでニュースや社会問題を考えるヒントを得ることができると思います。お互いの考え方の違いを踏まえ、国際社会の平和的共存を図るための法的課題を共に考えていきましょう。毎回の授業の初めには、皆さんのレポート全体へのコメントを行い、ご質問にもお答えします。急がずに丁寧な授業を心がけて参ります。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA308
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA001400
講義名	法人税法
担当者名	猪野 茂
開講情報	春期 金曜日 2時限 523教室
単位数	2
受講可能学部	L
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	
授業の内容	<p>会社などの法人が稼得した利益に対して課せられる税金を「法人税」という。法人税は、会計原則によって算出された利益に対して、税法独自の所要の調整を加えることにより課税所得が算出され、これに税率を乗じることによって税額が決定されるのが基本である。法人税法は、この計算過程に関するルールを取り扱う法律であり、会社の経理業務に携わる者にとっては、この知識は不可欠となっている。</p> <p>本科目においては、法人税の基礎的な仕組みや理論、重要な判例について学ぶものである。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	法人税法の基礎的な仕組みと構造、計算過程を理解した上で、重要判例の学修を通じて、法人税法の基本的な考え方を身に付けることを目標とする。
授業形態	講義
授業方法	<p>スライドによる講義を基本とし、講義後に実施する小テストにより、各回ごとのテーマの理解度を確認する。</p> <p>また、ディスカッションやリアクションペーパー作成などを通じて、法人税法上の基本的事項に対する理解度を深める。</p>
授業計画	<p>税務大学校『法人税法（基礎編）（令和7年度版）』、成松洋一『法人税セミナー -理論と実務の論点- 六訂版』を参考テキストとして、スライドを用いて以下の通り講義を行う。</p> <p>【第1回】法人税の概要:法人税とは何か、誰が法人税を負担するのか？法人税と所得税の違い、税収等に占める法人税の位置づけ、「法人」とは何か？などについて理解する。</p> <p>【第2回】総論：納税義務者、課税所得の範囲、公益法人等に対する課税、納税地、確定申告等について理解する。</p> <p>【第3回】各事業年度の所得の金額、「企業会計上の利益」と「法人税法上の所得」との関係、「税務調整」とは何か、について理解する</p> <p>【第4回】益金の額の計算(1)：資産の販売等に係る収益の計上時期、資産の販売等の収益の額（資産の無償譲渡による収益の額、資産の無償譲受による収益の額を含む）の基本的事項について理解する。</p> <p>【第5回】益金の額の計算(2)：「別段の定め」による益金不算入（受取配当等の益金不算入、資産の評価益の益金不算入、完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の益金不算入、還付金等の益金不算入）の基本的事項について理解する。</p> <p>【第6回】損金の額の計算(1)：損金の額に算入すべき金額、棚卸資産に関する基本的事項について理解する。</p> <p>【第7回】損金の額の計算(2)：減価償却資産の償却費の計算について理解する。</p> <p>【第8回】損金の額の計算(3)：繰延資産の償却費、役員等の給与について理解する。</p> <p>【第9回】損金の額の計算(4)：交際費の取扱い等について理解する。</p>

	<p>【第10回】 損金の額の計算(5)：寄附金、租税公課の基本的事項について理解する。</p> <p>【第11回】 損金の額の計算(6)：圧縮記帳、繰越欠損金控除、引当金の基本的事項について理解する。</p> <p>【第11回】 有価証券、税額の計算、税法上の資本の部の基本的事項について理解する。</p> <p>【第12回】 グループ法人税制、グループ通算制度、組織再編税制の基本的事項について理解する。</p> <p>【第13回】 更正及び決定の基本的仕組みについて理解する。</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<p>1) 事前にmanaba上で配布される講義資料をダウンロードした上で、内容の理解に努め、理解できる箇所と分からない箇所をきちんと認識しておくこと。</p> <p>2) 授業中は、事前学習した理解で正しかったかどうか注意を払って講義を聴くとともに、分からない箇所については、特に注意して講義を聴いた上で必要に応じて質問するなどの学修態度が求められる。</p> <p>3) 講義後に実施する小テストにおいて誤答した部分については、講義資料や参考図書の該当部分を再確認するなどして、知識・理解の定着に努めること。</p>
成績評価方法・基準	受講態度（授業貢献度、遅刻の有無、受講態度など）50%、小テスト50%。 なお、出席回数が3割に満たない者（欠席回数が4回以上の者）は、上記評価方法の如何にかかわらず単位授与をしない。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	税務大学校『法人税法（基礎編）』（令和7年度版）（国税庁HPからダウンロードできる）。 成松洋一『法人税セミナー -理論と実務の論点- 六訂版』（税務経理協会、2021年）。
履修上の留意点	法人税法の学修に当たっては、租税法及び会計学の基礎的な知識が不可欠である。したがって、受講生は、予め租税法及び会計学を履修済であることを前提とする。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LA204
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA001500
講義名	環境法
担当者名	横内 恵
開講情報	秋期 金曜日 3時限 526教室
単位数	2
受講可能学部	L

備考

科目の趣旨	環境問題によって生じた被害の救済や、環境保護を目的とした法の分野を環境法という。環境法は、行政法、民法、国際法をはじめ、憲法、刑法などが関わる応用的な分野であるが、この科目では行政法分野を主な対象とする。 国内および国際的な環境法が発展してきた経緯を踏まえて、国内環境法の基本的な考え方や、主要な分野の法制度やそれをめぐる訴訟について、基本的な内容を解説する。
授業の内容	学期前半では、環境法総論分野の解説を行う。その後は個々の法制度について解説する。国内の環境行政法分野を中心として扱うが、適宜、国際環境法の動向や、国内の公害訴訟・環境訴訟にも言及する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	様々な環境問題に対する事前の防止や事後的な紛争解決において法の果たす役割について、理論的かつ総合的に理解すること。
授業形態	講義
授業方法	講義形式で授業を行う。主にパワーポイントを使用し、教科書を参照しながら解説を行う。 毎回の授業中に、リアクションペーパーの提出を求める（レスポンス、manabaでの提出を含む）。
授業計画	<p>【第1回】環境法の基本的な考え方</p> <p>【第2回】環境法の手法</p> <p>【第3回】環境法の歴史①</p> <p>【第4回】環境法の歴史②</p> <p>【第5回】環境基本法</p> <p>【第6回】生物多様性基本法</p> <p>【第7回】自然公園法</p> <p>【第8回】環境アセスメント</p> <p>【第9回】循環基本法・廃棄物処理法</p> <p>【第10回】大気汚染防止法・水質汚濁防止法</p> <p>【第11回】土壌汚染対策法</p>

【第12回】 事例学習

【第13回】 小試験（理解度確認）及び解説

なお、上記計画は、受講生の理解度等に応じて変更されることがある。

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

毎回の授業前に、教科書や講義スライドや配布資料を読むことを求める。（所要時間：1～2時間）

毎回の授業後に、教科書や講義スライドや配布資料を用いた復習を行うことを求める。（所要時間：1～2時間）

また、授業中に、次回の授業に向けて課題を出すこともある。その場合には事前学習としてその課題に取り組むことを求める。（所要時間：1時間程度）

成績評価方法・基準

小試験（100%）を基本とする。

その上で、合計点が100点を超えない範囲内で、リアクションペーパーの点数を上限12点として試験の得点に加算する。

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法

本授業での課題（試験等）の講評・解説は、授業内に口頭にて、又はmanaba上にて、行う予定である。

教科書・指
定図書

北村喜宣『環境法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）。

履修上の留
意点

特になし。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB101
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000110
講義名	民法I（総則） B組
担当者名	田中 謙一
開講情報	春期 月曜日 2時限 522教室 春期 木曜日 2時限 522教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	
科目の趣旨	民法の膨大な体系をまとめ、その通則として総則をおくのが、パンデクテン・システムである。内容的な分析を加えると、いわゆる家族法までの通則足りえているのか、との問題もあるが、権利の体系、法人、法律行為・意思表示、代理、無効と取消、時効、更には条件・期限・期間は通則としての意味や機能をそれなりに果たしていよう。物権以下の民法を学んだ後にもう一度振り返ってみれば、総則の深みがわかってくると思われる。
授業の内容	この授業は、民法典第一編総則に規定されたさまざまな法制度を学習します。ただ、それだけでなく、多くの受講生が大学に入学して初めて受ける法律の授業であることを考慮し、法律の学習の仕方も身につけることができるよう配慮したいと思います。 まず、民法全体を概観し、特にその後の学習との関係で重要と思われる事項をピックアップして学習します。その後は、民法典に規定されている順序にほぼ従って、それぞれの制度を一つずつ扱っていきます。
科目の到達目標 （理解のレベル）	提供される知識の量・レベル（専門性）は、かなり抑えてあります。具体的には、法学検定のベーシックレベルの合格に必要な程度です（満点合格には不十分です）。したがって、公務員試験や法曹を目指す方は、自主的に知識を補足していただく必要があります。 このような方針を採るのには明確な理由があります。それは、授業の内容でも書きましたように、この授業が、「多くの受講生が、大学に入学して初めて受ける法律の授業」であるためです。初めて法律を学習するにもかかわらず、提供される知識の量が膨大であると、それだけで学習を放棄し、民法が嫌いになってしまう可能性が高いのです。
授業形態	講義
授業方法	この授業は、基本的には講義形式（担当者が話し、学生が聴く）という形式をとりますが、可能な限り、授業内に問題を提示し、学生同士で話し合ってもらって考えてもらう時間を設けたいと思います。
	【第1回】法律の世界へようこそ！！
	【第2回】民法と民法典
	【第3回】契約と債権
	【第4回】不動産物権変動と登記
	【第5回】権利能力・失踪宣告
	【第6回】行為能力制度①～意思能力・未成年者保護制度～
	【第7回】行為能力制度②～成年後見制度・第三者の保護～

授業計画	<p>【第8回】 権利の客体</p> <p>【第9回】 法律行為と意思表示</p> <p>【第10回】 意思主義と表示主義</p> <p>【第11回】 心裡留保・通謀虚偽表示</p> <p>【第12回】 第三者保護規定</p> <p>【第13回】 錯誤</p> <p>【第14回】 錯誤の要件</p> <p>【第15回】 詐欺・強迫</p> <p>【第16回】 取消しと第三者</p> <p>【第17回】 法律行為の内容規制</p> <p>【第18回】 代理制度総論</p> <p>【第19回】 無権代理</p> <p>【第20回】 表見代理</p> <p>【第21回】 条件・期限</p> <p>【第22回】 時効制度総論</p> <p>【第23回】 取得時効・消滅時効</p> <p>【第24回】 法人制度</p> <p>【第25回】 私権の行使に対する制限</p> <p>【第26回】 まとめ_以降の民法の学修に向けて</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>毎回配布されるプリントを、従業終了後、よく読み直しておいてください。民法をはじめとする法律の学習は、基本的につき重ねになっています。つまり、講義の内容は、それまでの講義の内容を前提としているのです。きちんと復習をしておくことこそが、次回以降の一番の予習になると考えています。</p>
成績評価方法・基準	<p>manabaを利用して実施するオンラインテスト（3回または4回）：合計60%</p> <p>期末テスト（教場試験）：40%</p> <p>※ただし、履修者の履修・得点状況により、各テストの配分は若干変更する場合があります。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。</p>
	<p>教科書：原田昌和・寺川永・吉永一行『民法総則〔第2版〕』（日本評論社、2022年）</p>

教科書・指定図書	※どの出版社のものでもかまいませんので、判例付き『ではない』六法を必ず持参してください。どれがよいかわからない方は、第1回目の授業で話しますので、その後購入してください。 なお、六法は期末テストで使用しますので、必ず必要です。
履修上の留意点	とにかく、あせらず、ゆっくりと学習を進めてください。無理して学習を進めると必ず息切れしてしまいます。ただし、提示される課題だけはきちっとこなしてください。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB201
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000200
講義名	民法Ⅱ（物権）A組
担当者名	鹿島 秀樹
開講情報	春期 火曜日 1時限 200教室 春期 木曜日 1時限 200教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	民法の一分野で、物と人との諸関係を取り上げる。前半は物権法総説の部分で、後半は担保法の一分野である。前半では、導入部としての物権・債権峻別論から始まり、物権的請求権や物権変動を中心とし、各種の物権を見る。後半は債権での議論を想定しつつ、いわゆる物的担保として、抵当権を中心に取り上げる。それ以外に、留置権、先取特権、質権があり、非典型としては仮登記担保、譲渡担保、所有権留保がある。
授業の内容	<p>学生時代の私は、民法好きの学生でしたが、物権法はあまりおもしろくないと感じていました。議論の内容も地味で、暗記中心の平板な科目と思っていたのです。それが誤解であることは実務家になってよく分かりましたが、それでも物権法とは、教える側が相当に工夫をし、学ぶ側も地道な努力をしないと「おもしろい」とは感じられない科目であると今でも感じています。</p> <p>ですので、この講義は、まずは「おもしろく」物権法を説明したいと考えています。そのためには、重要であったり興味深い論点(例えば、「物権変動論」や「対抗問題」といった論点です)は、事例問題をベースに皆で考えるような形式の授業展開にする予定です。一方、あまり大事でない(あるいはつまらない)と考える部分は、思い切って省略します。学生諸君が最後まで学習意欲を維持できるように、メリハリのある、「おもしろく役に立つ」授業をめざします。</p> <p>なお、この科目は、担当者の裁判官（10年間）及び弁護士（22年間、現職）としての実務経験をもとに、学理的検討と実践的知識を架橋する観点から展開される。</p>
科目の到達目標 （理解のレベル）	学生は、①物権法の体系（目次程度のもので可）を押さえた上で、基本的なテーマに関する基礎的な概念・知識を頭に定着させる。②次に、①を前提として、簡単な設例について自ら文章を書いて答える程度の応用力を身につける。 上記①、②をクリアしてくれば十分です。
授業形態	講義
授業方法	事前配布資料（レジュメ等）は、授業前に授業支援システム（manaba）にアップする。学生は、それらをもとに予習した上で授業に参加する。授業は対面で実施する。授業の対する質問は、授業終了後にmanabaあるいはメールにて個別に回答する。
	<p>【第1回】物権の意義・性質・種類</p> <p>【第2回】物権の効力（優先的効力、物権的請求権）</p> <p>【第3回】物権変動①－意義と原因（法律要件）</p> <p>【第4回】物権変動②－意思主義と形式主義を中心として</p> <p>【第5回】物権変動③－所有権移転時期を中心として</p> <p>【第6回】不動産物権変動①－公示と登記</p> <p>【第7回】不動産物権変動②－民法177条を中心として</p> <p>【第8回】不動産物権変動③－不動産登記の効力と有効要件</p> <p>【第9回】動産物権変動①－序説（民法178条を中心として）</p> <p>【第10回】動産物権変動②－即時取得（民法192条）</p>

授業計画	<p>【第11回】 占有権 【第12回】 所有権①－概説（意義，内容） 【第13回】 所有権②－相隣関係、取得 【第14回】 所有権③－共有 【第15回】 用益物権 【第16回】 担保物権総論－実務的イメージ、効力・性質 【第17回】 留置権 【第18回】 先取特権、質権 【第19回】 質権 【第20回】 抵当権①－序説・設定 【第21回】 抵当権②－効力の及ぶ範囲 【第22回】 抵当権③－効力の具体的内容 【第23回】 抵当権④－処分、消滅 【第24回】 抵当権⑤－根抵当権 【第25回】 非典型担保①－譲渡担保 【第26回】 非典型担保②－その他</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>〈予習〉レジュメは事前にアップするので、レジュメ表面の内容を読み、最低限、引用された条文は六法で確認すること（更に進んだ学習を目指す者は、教科書及び判例百選の該当箇所を確認しておくこと）。</p> <p>〈復習〉授業が終わった後、レジュメ裏面を含めた全体の復習をし、教科書・判例百選の該当箇所を読了（再読）すること。民法の学習は、条文に始まり、条文に終わる。復習の最後には、各回の授業で扱った条文をノートに書き抜き、その横に簡単な解釈コメントを付すること。併せて、判例六法（有斐閣）の該当判例をチェックすれば、公務員試験対策はほぼ完璧である。</p>
成績評価方法・基準	<p>①オンラインテスト（正誤問題＝科目の到達目標①に対応、2回）... 50% ②定期試験（論述問題＝科目の到達目標②に対応）... 50%</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（オンラインテスト）の講評・解説については、授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。定期試験については、後日参考答案をアップする。</p>
教科書・指定図書	<p>①教科書...淡路ほか・民法Ⅱ－物権 [第5版]（有斐閣Sシリーズ） ②参考書...潮見ほか・民法判例百選①総則・物権 [第9版]（有斐閣、昨年購入した人は購入の必要ありません） ③ポケット六法（有斐閣）又はデイリー六法（三省堂）は、最新版に買い替えて持参することが望ましい（進んだ学習を目指す者は、判例六法（有斐閣）を購入すること）</p>
履修上の留意点	<p>授業に対する出欠は原則としてとりませんが、きちんと出席していない人は単位取得ができないように試験等のやり方を工夫します（授業時間内に適宜ヒントやアドバイスを示します）。単位が欲しい方は、出席することが賢明でしょう。</p>
更新日	<p>2025/3/19</p>

開設	法律学科
科目ナンバー	LB202
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000310
講義名	民法Ⅲ（債権総論）B組
担当者名	草野 類
開講情報	秋期 月曜日 2時限 511教室 秋期 木曜日 2時限 511教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	民法の中の債権を取り扱う分野であるが、通常それは二つに分けられており、総論と各論と称されている。ここではその総論が対象となる。民法典では（条文上は）第三編債権となっており、そのうちの第一章総則とされている部分であるが、当然内容的には第二章契約以下の各論部分と強い結びつきを持っている。債務不履行、債務者の一般財産の保全、弁済、多数当事者の債権関係、債権譲渡、が重要であろう。
授業の内容	<p>本講義は、民法の中でも、「第3編第1章・債権総則」の部分（講学上は「債権総論」と呼ばれる部分）に関する条文・制度、及びそれらをめぐる諸問題の解説を主たる内容とします。</p> <p>民法典第3編第1章の「債権総則」は、その後続く第2章以下の債権各則に共通する事項を一般化して抽出した部分ですが、そのため、規定されている事項・内容の抽象性が極めて高く、しばしばこの点がその学習・理解を困難にしているといわれます。しかし、これらの領域は、債権各論や民法総則で学ぶ各事項と深く関連するのみならず、利息制限法等の特別法の領域とも有機的関連性を有する重要な法領域であるため、この部分を正確・適切に理解することの要請は極めて高いものといえるでしょう。</p> <p>そこで、本講義では、上記のような学習上の困難を少しでも取り除くため、①可能な限り具体的な事例（多くの判例）を挙げて説明すること、②債権総則の枠にとどまらず、民法のその他の領域及び関連諸法に関し横断的な目配りをすることを心がけたいと思います。</p>
科目の到達目標 （理解のレベル）	受講生の皆さんが諸々の基礎的概念や制度、重要論点をめぐる判例・学説の展開を正確に理解し、「民法学習の礎」を確実に築けるようにすることが本講義の目標です。
授業形態	講義
授業方法	<p>授業は以下のような方法で行うことを予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各回ごとに、授業支援システム（manaba）を用い、授業時の使用資料やテキストの学習対象範囲等を事前に提示する。 ・受講者は、manaba上に提示された資料類をダウンロード・印刷のうえ、毎回の授業に臨む。 ・授業ではいくつかの課題を提示する。 ・課題は、①確認テストやミニレポート、②定期試験（期末試験）とする。 <p>課題についての詳細は、課題提示時（事前）に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対する全体的な講評等も、授業支援システム（manaba）上で行う予定である。 <p>※その他、具体的な学習方法や注意点等については、初回授業時に指示します。</p> <p>※概ね、以下の通りを行うことを予定していますが、項目によって扱う内容量に差がある</p>

ため、若干のずれが生じうること、また、場合によって内容を前後させることがありうることは、予めご承知おきください。

- 【第1回】 ガイダンス／債権とは何か？～「債権総論」入門～
- 【第2回】 債権の目的①～債権の発生原因と要件～
- 【第3回】 債権の目的②～債権の種類～
- 【第4回】 債権の効力①～総説／債権侵害～
- 【第5回】 債権の効力②～履行の強制～
- 【第6回】 債権の効力③～債務不履行に基づく損害賠償Ⅰ～
- 【第7回】 債権の効力④～債務不履行に基づく損害賠償Ⅱ～
- 【第8回】 債権の効力⑤～債務不履行に基づく損害賠償Ⅲ／受領遅滞～
- 【第9回】 責任財産の保全①～債権者代位権Ⅰ～
- 【第10回】 責任財産の保全②～債権者代位権Ⅱ～
- 【第11回】 責任財産の保全③～詐害行為取消権Ⅰ～
- 【第12回】 責任財産の保全④～詐害行為取消権Ⅱ～
- 【第13回】 債権の消滅①～総説／弁済Ⅰ～
- 【第14回】 債権の消滅②～弁済Ⅱ～
- 【第15回】 債権の消滅③～相殺Ⅰ～
- 【第16回】 債権の消滅④～相殺Ⅱ～
- 【第17回】 債権の消滅⑤～代物弁済・供託・更改・免除・混同～
- 【第18回】 多数当事者の債権債務関係①～総説／分割・不可分債権・債務～
- 【第19回】 多数当事者の債権債務関係②～連帯債務Ⅰ～
- 【第20回】 多数当事者の債権債務関係③～連帯債務Ⅱ／連帯債権～
- 【第21回】 多数当事者の債権債務関係④～保証債務Ⅰ～
- 【第22回】 多数当事者の債権債務関係⑤～保証債務Ⅱ～
- 【第23回】 債権関係の移転①～債権譲渡Ⅰ～
- 【第24回】 債権関係の移転②～債権譲渡Ⅱ～
- 【第25回】 債権関係の移転③～債権譲渡Ⅲ／債務引受／契約上の地位の譲渡～
- 【第26回】 債権総論の総復習～民法における「債権総論」の位置づけの再確認～

授業計画

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後学修の内容	シラバス記載の授業計画を参照し、次回授業で扱う予定の範囲・テーマにつき、教科書の該当箇所を読み込んだうえで、各回の授業に臨んでください（予習時点で、学習項目を頭の中で「目次」化し、どこが分かってどこが分からないかを明確にして授業に臨めば、メリハリの利いた受講ができることと思います）。 また、各種課題、試験は、当然、授業で扱うテーマからの出題となります。各回の受講を大切にしてください。
成績評価方法・基準	確認テスト・ミニレポート、及び定期試験を成績評価の対象とします。 評価割合は、確認テスト・ミニレポート：40%、定期試験：60%とします。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	■テキスト：松岡久和ほか著『新プリメール民法3—債権総論〔第2版〕』（法律文化社、2020年）（12,700+税） なお、本講義において上記テキストを選定した理由については開講時に説明します。また、その他必要な文献（予習・復習のために用いる参考書類）については、開講時以降、適宜こちらから指示・紹介することとしたいと思います（必要に応じて、参考資料の類を配布することもあります）。
履修上の留意点	授業時の注意点として、受講生の皆さんには、真剣に授業を受けている人に迷惑をかける行為（私語やスマートフォンの使用等）はとにかく慎んでほしいということをお願いします。 また当然ながら、学習時は、六法（＝主要な法令を掲載した条文集。コンパクトなものよい）を携帯するなどし、条文を参照しながら取り組むことを習慣づけていただきたいと思います（詳細は、初回授業時に指示します）。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB102
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000400
講義名	民法IV（債権各論）A組
担当者名	木原 浩之
開講情報	秋期 月曜日 2時限 521教室 秋期 木曜日 2時限 521教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	債権法は総論と各論に分けられている。内容的には連動する議論が多いので、両方を履修することが望ましい。各論では、売買を典型例とした契約論と不法行為が中心となる。前者では申込みと承諾から始まり、同時履行の抗弁権、危険負担、解除、等が重要である。後者では要件論としての権利侵害（違法性）、故意・過失、因果関係、責任能力、効果論としての損害賠償論が重要である。以上以外にも、賃貸借をはじめとする各種契約、特殊的不法行為、不当利得、事務管理が取り上げられる。
授業の内容	まず、民法典における債権各論の位置づけや構成について解説する。債権とは「他人に対して一定の給付を求めることを内容とする権利」をいうが、債権各論は、その発生原因である「契約」、「事務管理」、「不当利得」および「不法行為」について規定している。まずは、それぞれの制度の特徴や他の民法領域との相互関係を説明し、個々の制度を学ぶ上での注意点を挙げる。 次に、個々の債権発生原因について解説する。その際、民法典における編成の順には従わずに、学習効果を考慮して、「不法行為」、「契約」、「事務管理」、「不当利得」の順番で講義を進める。また、できるだけ具体的な事例を取り上げて、分かりやすく解説する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	まず、民法全体、債権法全体と関連づけながら、「債権各論」の位置づけを理解してもらう。次に、「債権各論」の重要論点につき、関連する条文の制度趣旨、基本判例・重要判例、学説、特別法などを有機的に関連づけながら理解してもらう。
授業形態	講義
授業方法	1. 事前に授業教材をmanabaに掲載する。 2. 授業は講義形式に基づく。
授業計画	1. オリエンテーション 2. 債権各論の位置づけ 3. 一般的不法行為 1（意義、過失責任の原則と修正） 4. 一般的不法行為 2（故意・過失、権利侵害と違法性） 5. 一般的不法行為 3（権利・法益保護のあり方） 6. 一般的不法行為 4（責任能力、因果関係） 7. 不法行為の効果 1（損害論、損害賠償範囲論） 8. 不法行為の効果 2（過失相殺、損害賠償請求権者） 9. 不法行為の効果 3（消滅時効、差止請求） 10. 特殊的不法行為 1（監督義務者、使用者責任） 11. 特殊的不法行為 2（土地工作物、動物占有者責任） 12. 特殊的不法行為 3（共同不法行為） 13. 契約総論 1（契約の意義と分類、契約の成立） 14. 契約総論 2（契約の効力） 15. 契約総論 3（契約の解除）

16. 契約各論 1 (権利移転型契約：贈与、交換、売買①)
17. 契約各論 2 (権利移転型契約：売買②－売主の担保責任)
18. 契約各論 3 (権利移転型契約：売買③－買主の代金支払義務)
19. 契約各論 4 (貸借型契約：消費貸借、使用貸借)
20. 契約各論 5 (貸借型契約：賃貸借①－民法の規定)
21. 契約各論 6 (貸借型契約：賃貸借②－借地借家法の規定)
22. 契約各論 7 (役務提供型契約：雇用、請負)
23. 契約各論 8 (役務提供型契約：委任、委任と事務管理)
24. 契約各論 9 (その他：寄託、組合、終身定期金、和解)
25. 不当利得 1 (総論、要件、効果)
26. 不当利得 2 (特殊不当利得)

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

- ・事前学修としては、授業計画に沿って授業教材と教科書の該当箇所を熟読しておくこと。
- ・事後学修としては、講義メモ、授業教材、教科書などを基にオリジナルのノートを毎回作成すること。

成績評価方法・基準

- ・単元の区切りに応じて合計4回のテストを実施する。
- ・成績はその4回のテストの点数に基づいて評価する (4回×25%=100%)。
- ・各回のテスト開始日時については授業時間中に告知する。

課題 (試験
やレポート
等) につい
てのフィード
バック方法

本授業での課題 (試験やレポート等) の講評・解説については授業内 (口頭) もしくはmanaba上でおこなう。

教科書・指
定図書

(教科書)
青野博之ほか『新プリメール4 債権各論 (第2版)』 (法律文化社、2020年)
ISBN-13 : 978-4589040640

履修上の留
意点

1. 最新版の小型六法と授業教材を毎回の授業に必ず持参すること
2. 授業には予習・復習をして臨むこと
3. 私語厳禁

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB301
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000500
講義名	民法V（親族・相続）
担当者名	鹿島 秀樹
開講情報	春期 火曜日 2時限 564教室 春期 木曜日 2時限 564教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	通常、家族法とか身分法と称されている分野である。民法典（条文）では、第四編として親族、第五編として相続が規定されており、当然民法の中に位置づけられているが、この部分は総則、物権、債権編と異なり、戦後改革の一環として全面的に改定されて今日に至っている。親族は、文字通り身分法であり、婚姻、離婚、親子、の諸関係を論じる。相続は財産法の特則の面が強く、相続全般、遺言、遺留分を論じる。
授業の内容	家族法は、大変おもしろい法領域である。親族法は、現代社会の家族関係を映し出す鏡のようなもので、人や社会の絶え間ない変化を意識しながら解釈論（ときには立法論）を展開する学問である。授業においても、トピックとなる新しい視点を中心に講述する。一方、相続法は、地道な学びが大事な領域である。条文や基礎的な論点を丁寧に押さえる必要がある。授業においても、基本をしっかりと踏まえたうえで、実務上の諸問題や近時の改正法についても説明を加える。
科目の到達目標 （理解のレベル）	なお、この科目は、担当者の裁判官（10年間）及び弁護士（22年間、現職）としての実務経験をもとに、学理的検討と実践的知識を架橋する観点から展開される。 親族法については、マスメディアによって男女・親子関係の新しい流れが報道された場合等に、そのニュースの意味を的確に理解し、自分なりの考えを述べることのできる程度のレベルを到達目標とする。 相続法については、相続制度の基本的な構造や概念を理解した上で、例えば自分自身が「相続」を体験したときに当惑することなく、自らの利益を守ることが出来る程度の知識を得ることを目標とする。
授業形態	講義
授業方法	授業は対面方式の一方的講義形式で行う予定であるが、登録者数が少ない場合は、適宜マイクを廻すなど双方向性を確保する方法を併用する。 レジュメ及び関係資料等は、事前に学習支援システム（manaba）上にアップする。
授業計画	【第1回】ガイダンス（家族法で何を学ぶか） 【第2回】親族法①（家族の歴史） 【第3回】親族法②（家族法の歴史） 【第4回】親族法③（戸籍と氏名） 【第5回】親族法④（婚約と婚姻の成立） 【第6回】親族法⑤（婚姻の効果） 【第7回】親族法⑥（夫婦関係の破綻と離婚） 【第8回】親族法⑦（離婚の効果） 【第9回】親族法⑧（実親子関係ーその1） 【第10回】親族法⑨（実親子関係ーその2） 【第11回】親族法⑩（養親子関係） 【第12回】親族法⑪（生殖補助医療と親子関係） 【第13回】親族法⑫（親権、後見、扶養）

- 【第14回】 相続法①（相続の開始と相続人）
- 【第15回】 相続法②（相続資格の確定）
- 【第16回】 相続法③（相続人不存在制度）
- 【第17回】 相続法④（遺産共有）
- 【第18回】 相続法⑤（相続財産と相続分の確定）
- 【第19回】 相続法⑥（遺産分割－その1）
- 【第20回】 相続法⑦（遺産分割－その2）
- 【第21回】 相続法⑧（遺言－その1）
- 【第22回】 相続法⑨（遺言－その2）
- 【第23回】 相続法⑩（遺留分－その1）
- 【第24回】 相続法⑪（遺留分－その2）
- 【第25回】 相続法⑫（相続回復請求権）
- 【第26回】 授業のまとめ（家族法の未来）

事前・事後
学修に必要
な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

事前にアップした各回のレジюмеにつき内容を通読しておく。その際、レジюмеに引用されている条文を必ず六法で確認する。この授業用に1冊のノートか、ファイルを用意して、サブノート作りをすることを推奨する。指定した授業時間の終了後には、自らが録ったノートやレジюмеへの書き込み、そして条文を確認しながら復習する。

成績評価方
法・基準

授業過程で適宜実施するオンラインテストの得点... 100%

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィー
ドバック方
法

オンラインテストの解説講評は、授業時間中に適宜行う。

教科書・指
定図書

なし（レジюмеで対応します）

履修上の留
意点

民法I～IVを1科目でも多く履修していることが好ましいが必須の要件というわけではない。家族法は、民法学の中でも些か特異な分野であり、民法を苦手としてきた者でも楽しく学ぶ余地があるからである。
とにかく、履修者が楽しんで学習できるように工夫したい。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB305
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000600
講義名	民事執行・保全法
担当者名	吉田 直起
開講情報	秋期 月曜日 2時限 231教室 秋期 金曜日 3時限 231教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	民事上の法律関係を強制的に実現するのが民事執行手続であり、裁判などを通じて紛争解決を図る間、権利の実現が不可能とならないように必要な措置をほどこしておくのが民事保全手続である。判決手続とは別次元の手続だが、判決手続で学ぶ紛争処理の基本原則の応用的局面という側面があり、また抽象的な法原則よりも現実の適用場面に触れることとなるので、実践的な内容を含む。
授業の内容	私人間の紛争を法的に解決するための国家制度が民事訴訟である。しかし、訴えを提起し、勝訴判決を得たとしても相手方が実際に履行しなければ状況は変わらない。これらの場合に備えて、法(権利)の強制的実現を規律する手続を定めているのが民事執行法である。本講義では、この民事執行手続が民事手続全体の中でどのような位置を占め、どのような役割を果たしているかを理解することを目的とする。講義では、主に民事執行法の基本構造を理論的に説明し、権利実現のプロセスとそこに生ずる問題点について解説していく。また、後半の授業回では、判決・執行手続による解決への準備段階に当たる民事保全法についても説明する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	① 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続の関係性を説明できるようになること、② 執行手続・保全手続の流れを理解できること、③ 民事執行法・民事保全法の重要概念を平易な言葉で説明できること、④ 身近な民事のもめごとを、どのような手続で調整すればよいか理解すること、を到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	授業は講義形式で行う。 事前に資料をmanabaにアップロードするので、十分に予習をして参加すること。なお、理解度確認のため授業内で複数回小テストを実施予定である。
	【第1回】ガイダンス・民事執行手続の概観
	【第2回】判決手続と執行手続
	【第3回】強制執行総論 ①：執行機関・執行当事者
	【第4回】強制執行総論 ②：債務名義・請求異議訴訟
	【第5回】強制執行総論 ③：執行文・執行文付与に対する不服申立て
	【第6回】強制執行総論 ④：強制執行の停止・取消し
	【第7回】強制執行総論 ⑤：違法執行・不当執行
	【第8回】不動産執行 ①：強制競売の開始

授業計画	<p>【第9回】不動産執行②：売却準備</p> <p>【第10回】不動産執行③：売却の手続・効果</p> <p>【第11回】不動産執行④：配当等</p> <p>【第12回】不動産執行⑤：不動産の強制管理</p> <p>【第13回】準不動産執行</p> <p>【第14回】動産執行①：差押えと債権者競合</p> <p>【第15回】動産執行②：換価・配当等</p> <p>【第16回】債権執行①：申立て・差押命令</p> <p>【第17回】債権執行②：差押えの競合・配当要求</p> <p>【第18回】債権執行③：換価（取立訴訟・転付命令）</p> <p>【第19回】非金銭執行①：引渡・明渡請求権についての強制執行</p> <p>【第20回】非金銭執行②：作為・不作為義務についての強制執行</p> <p>【第21回】担保権実行としての競売等</p> <p>【第22回】財産開示手続</p> <p>【第23回】民事保全①：意義と種類</p> <p>【第24回】民事保全②：仮差押え</p> <p>【第25回】民事保全③：仮処分</p> <p>【第26回】テスト・総復習とまとめ</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>【事前学習】 教科書の該当箇所通読し、事前の配布資料に目を通すこと。</p> <p>【事後学習】 講義で触れた内容について、教科書、配布資料を読み返し疑問点を解消すること。</p> <p>特に授業で紹介する裁判例・判例の読み込みが重要になる。</p>
成績評価方法・基準	<p>授業内テスト（複数回）100%</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。</p>
教科書・指定図書	<p>（教科書） 上原敏夫ほか『民事執行・保全法(第6版)』（有斐閣・2021）</p>

上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選〔第3版〕』（有斐閣・2020）

六法必携

履修上の留意点

民事訴訟法の知識が前提になることから、本講義を履修するにあたって十分に復習をすること。

小テストの正答率に応じて、授業計画を調整することがある。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB303
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000700
講義名	民事訴訟法A組
担当者名	吉田 直起
開講情報	春期 月曜日 2時限 7100教室 春期 金曜日 3時限 542教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	民事訴訟法学は判決手続、執行手続、保全手続、そして倒産処理手続の4つに大別されるが、この講義はそのうち判決手続を主たる領域とする。具体的には、民事紛争について裁判所の下に訴えを提起し、審理して判決を下すまでのプロセス、構造、様々な原則などを扱う。狭い意味の民事裁判手続を直接の対象とするが、私人間の紛争処理一般に通じる基本的な考え方を学ぶので、民事訴訟法学の他の分野にも、またADRや個別法領域における紛争処理を学ぶための基本知識を習得することが目標である。
授業の内容	人間生活と紛争の発生は不可避の関係にあり、紛争が生じた際にそれを解決する方法としては様々なものがある。その中でも、民事訴訟は私人間の紛争を法的に解決するための国家制度であり、手続面・実体面において最も精緻に構成された紛争解決手続である。この民事訴訟制度がどのような構造を有し、またその構造がどのような理論によって支えられているかを正確に把握することが本講義の目的である。本講義では、民事訴訟手続の枠組を、主に判例・通説に沿って概観する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	民事訴訟法は学習範囲が広く、扱う情報量が膨大なものになることや、初学者にとって民事裁判といういわば「別世界」の手続はイメージし難いという特徴がある。そこで、本講義では、① 民事訴訟手続の基本的な流れを掴むこと、② 民事訴訟手続における重要概念を理解し、平易な言葉で説明できること、③ 身近な民事のもめごとを、どのような手続で調整すればよいか理解すること、を到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	授業は講義形式で行う。 事前に資料をmanaba等にアップロードするので、教科書の通読で十分に予習をして参加すること。なお、理解度確認のため、授業内で複数回小テストを実施予定である。
	【第1回】 ガイダンス・紛争の発生と紛争解決のための諸制度
	【第2回】 民事手続の概要・審判権の限界
	【第3回】 訴訟と非訟
	【第4回】 訴えの提起①：訴状の記載事項・訴状審査・送達
	【第5回】 訴えの提起②：訴えの種類・訴訟物・重複訴訟
	【第6回】 裁判所①：裁判所の意義・種類
	【第7回】 裁判所②：管轄と移送・裁判官の中立性
	【第8回】 当事者①：当事者概念・当事者の確定・当事者能力

授業計画	<p>【第9回】 当事者②：訴訟能力・訴訟上の代理</p> <p>【第10回】 訴訟要件①：総論</p> <p>【第11回】 訴訟要件②：訴えの利益</p> <p>【第12回】 審理①：口頭弁論・審理諸原則</p> <p>【第13回】 審理②：当事者の訴訟行為と弁論の実施</p> <p>【第14回】 審理③：証明と不要証事実：裁判上の自白</p> <p>【第15回】 審理④：自由心証主義・証明責任</p> <p>【第16回】 審理⑤：釈明権</p> <p>【第17回】 証拠調べ①：人証（証人尋問・当事者尋問・鑑定）</p> <p>【第18回】 証拠調べ②：物証（書証・検証）</p> <p>【第19回】 当事者の意思による訴訟の終了①：請求の放棄・認諾・訴えの取下げ</p> <p>【第20回】 当事者の意思による訴訟の終了②：訴訟上の和解</p> <p>【第21回】 判決の効力①：判決の種類と効力</p> <p>【第22回】 判決の効力②：既判力の客観的範囲</p> <p>【第23回】 判決の効力③：既判力の標準時、時的限界</p> <p>【第24回】 判決④：既判力の主観的範囲</p> <p>【第25回】 上訴・再審</p> <p>【第26回】 簡易な訴訟手続・まとめ</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>【事前学習】 教科書の該当箇所通読し、事前の配布資料に目を通すこと。</p> <p>【事後学習】 講義で触れた内容について、教科書、配布資料を読み返し疑問点を解消すること。特に判例の精読。</p>
成績評価方法・基準	<p>授業内テスト（複数回）40%、期末テスト60%で評価する。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。</p>
教科書・指定図書	<p>（教科書） 井上治典編『ブリッジブック民事訴訟法 第三版』（信山社）</p>

(指定図書)
高橋宏志他『民事訴訟法判例百選〔第六版〕』(有斐閣)

履修上の留意点
六法必携
民法などの実体法科目を学習しておくことで、理解が立体的になる。
授業内テストの正答率に応じて、授業計画を調整することがある。

更新日
2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB307
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB001000
講義名	国際私法
担当者名	夏雨
開講情報	春期 火曜日 2時限 7408教室（AL） 春期 火曜日 3時限 7408教室（AL）
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	外国との交流が活発に行われる今日、日本人が海外で生活したり、外国人が日本で暮らすことも日常的なこととなっている。そこでは必然的に、国際結婚や離婚、不動産取引や遺産の相続などが2カ国以上の国境をまたいで、問題とならざるをえない。そのとき、どの国の私法が適用されるのか、法的関係に直接的に適用される「実質法」とは異なり、適用されるべき法＝「準拠法」を指定することにより、間接的に法的紛争を解決するのが国際私法なのである。
授業の内容	本科目では、涉外事件に対してどの国の法律を適用すべきかという問題を中心に講義を行う。国際私法の独特な法技術、「法性決定」、「連結点の確定」、「反致」等の学説を学習し、国際私法固有の考え方を身に付けることで、国際結婚、国際養子縁組、国際取引など、複数の国に関する涉外的関係から生じた法律問題を解決する「準拠法」を確定する方法を学習する。 また、日本における「法の適用に関する通則法」、及び関係する国際条約を理解し、事件にどのように適用され、判決が出されているかを学習する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	本科目では、受講生が本授業を通して、日本における国際私法の「法の適用に関する通則法」、及び関係する国際条約、国際民事訴訟に関する法律を理解することが最初の目標である。 次に、以上の講義、ケーススタディを通して、受講生自身も具体的涉外民事事例に対して、どの国の法を適用すべきか問題解決する能力を備えるレベルに達することが第二の目標である。 なお、国際私法の知識を実務に基づき実証することで、応用できる基礎的知識を修得することを最終目標とする。
授業形態	講義
授業方法	1. 事前にレジюмеをmanabaに掲載する。 2. 授業は講義形式に基づき、レジюмеに沿って進める。 3. ケーススタディで、涉外民事事件に対して自ら判断する能力を身に付けることとする。
基礎理論	【第1回】国際私法の意義及び国際私法の歴史 実施日時：2025年4月22日（火）2限 教科書：第1章第I節から第IV節 課題：「自分が目指す国際私法の学習及び国際私法の定義」を300字～500字で述べなさい。 課題提出先：manaba

提出期限：2025年4月22日 12：30

【第2回】国際私法の法源及び準拠法はどのようにして決定・適用されるか

実施日時：2025年4月22日（火）3限

教科書：第1章第V節から第2章

課題1：国際私法の法源、単位法律関係の定義を理解すること。

課題2：法性決定の定義を調べ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年4月22日 14：30

【第3回】準拠法はどのようにして決定・適用されるか

実施日時：2025年4月29日（火）2限

教科書：第3章第I節、第II節

課題1：連結点の定義、通則法38条～40条を調べ、まとめなさい（提出不要）。

課題2：国際私法の意義を整理し、300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年4月29日 12：30

【第4回】反致と法律回避

実施日時：2025年4月29日（火）3限

教科書：第4章

課題1：反致の種類（提出不要）。

課題2：通則法における反致の適用（41条の解釈）について調べ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年4月29日 14：30

5月連休の宿題：国際私法の専門用語の解釈（課題は4月29日に配布）

【第5回】準拠法の適用と公序

実施日時：2025年5月13日（火）2限

内容：公序の意義及び種類、法適用通則法42条の解釈

教科書：第5章第I節～第III節

課題1：国内法と外国法の適用の原則を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：公序について300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年5月13日 12：30

【第6回】先決問題、適応問題、基礎理論の要点のまとめ

実施日時：2025年5月13日（火）3限

教科書：第6章

課題1：先決問題、適応問題の定義を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：準拠法を決定・適用する方法をまとめ、500字～600字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年5月13日 14：30

応用一 国際取引

【第7回】主体（1）自然人

実施日時：2025年5月20日（火）2限

教科書：第7章第I節～第III節

課題1：通則法4条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題 2 : 判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先 : manaba

提出期限 : 2025年5月20日 12 : 30

【第8回】後見・保佐・補助・失踪宣告

実施日時 : 2025年5月20日 (火) 3限

教科書 : 第7章第IV～第V節

課題 1 : 通則法5条、6条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい (提出不要)。

課題 2 : 判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先 : manaba

提出期限 : 2025年5月20日 14 : 30

【第9回】主体 (2) 法人、外人法

実施日時 : 2025年5月27日 (火) 2限

教科書 : 第8章

課題 1 : 法人の従属法の決定を調べて書き写し、まとめなさい (提出不要)。

課題 2 : 判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先 : manaba

提出期限 : 2025年5月27日 12 : 30

【第10回】物権

実施日時 : 2025年5月27日 (火) 3限

教科書 : 第9章

課題 1 : 通則法13条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい (提出不要)。

課題 2 : 判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先 : manaba

提出期限 : 2025年5月27日 14 : 30

【第11回】法律行為 (1) 一原則

実施日時 : 2025年6月3日 (火) 2限

教科書 : 第10章第I～第II節

課題 1 : 通則法7条及び8条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい (提出不要)。

小テスト実施日時 : 2025年6月3日 10 : 45～11 : 15

提出先 : manaba

提出期限 : 2025年6月3日 12 : 30

【第12回】準拠法の変更、及び法律行為の方式

実施日時 : 2025年6月3日 (火) 3限

教科書 : 第10章第III～第IV節

課題 1 : 通則法9条による準拠法の変更の遡及効と将来効の整理 (提出不要)。

課題 2 : 通則法10条における法律方式の定義及び連結点を調べ、300字～500字でまとめなさい。

課題提出先 : manaba

提出期限 : 2025年6月3日 14 : 30

【第13回】法律行為 (2) 一特則

実施日時 : 2025年6月10日 (火) 2限

教科書：第11章第1節～第2節

課題1：通則法11条～12条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年6月10日 12:30

授業計画

【第14回】法律行為(2)－売買

実施日時：2025年6月10日(火) 3限

教科書：第11章第III節

課題1：職務発明について調べなさい（提出不要）。

課題2：判例を学習し、その解釈をまとめ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年6月10日 14:30

【第15回】法律行為(3)－物品運送

実施日時：2025年6月17日(火) 2限

教科書：第12章

課題1：海上運送の種類を調べ、まとめなさい（提出不要）。

課題2：船荷証券の性質をまとめ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年6月17日 12:30

【第16回】法律行為(4)－支払

実施日時：2025年6月17日(火) 3限

教科書：第13章

課題1：決済の種類を調べ、まとめなさい（提出不要）。

課題2：信用状の法的性質をまとめ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年6月17日 14:30

【第17回】法定債権：不法行為の一般原則、生産物責任

実施日時：2025年6月24日(火) 2限

教科書：第14章第I節～第II節

課題1：通則法17条～18条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年6月24日 12:30

【第18回】法定債権：信用毀損、当事者自治

実施日時：2025年6月24日(火) 3限

教科書：第14章第III節～第IV節

課題1：通則法19条、21条の単位法

律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先：manaba

提出期限：2025年6月24日 14:30

【第19回】特別保留条項(22条)、不当利得、事務管理(14条～16条)、取引のまとめ

実施日時：2025年7月1日(火) 2限

教科書：第14章第V節～第VII節

課題1：属地主義の緩和についてまとめて下さい（提出不要）。
課題2：判例を学習し、その解釈を300字～500字で述べなさい。
課題提出先： manaba
提出期限： 2025年7月1日 12：30

【第20回】応用一国際家族法

実施日時：2025年7月1日（火）3限

教科書：第15章第I節

課題1：通則法24条1項、2項及び25条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：婚姻の方式、即ち形式的成立要件を調べ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先： manaba

提出期限： 2025年7月1日 14：30

【第21回】婚姻一効力・財産・離婚

実施日時：2025年7月8日（火）2限

教科書：第16章

課題1：通則法25条、26条及び27条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

小テスト時間： 2025年7月8日 10：45～11：15

提出先： manaba

提出期限： 2025年7月8日 12：30

【第22回】親子と家族をめぐる手続き（1）一実親子関係の成立と準正

実施日時：2025年7月8日（火）3限

教科書：第17章第1節～第2節

課題1：通則法28条、29条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：判例を学習し、判例の解釈を300字～500字で述べなさい。

課題提出先： manaba

提出期限： 2025年7月8日 14：30

【第23回】準正、親子と家族をめぐる手続き（2）一養子縁組

実施日時：2025年7月15日（火）2限

教科書：第18章

課題1：通則法30条～32条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：判例の学習、判例の解釈をまとめ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先： manaba

提出期限： 2025年7月15日 12：30

【第24回】相続、遺言

実施日時：2025年7月15日（火）3限

教科書：第19章第I節～第II節

課題1：通則法36条、37条の単位法律関係、連結政策を調べて書き写し、まとめなさい（提出不要）。

課題2：判例を学習し、その解釈をまとめ、300字～500字で述べなさい。

課題提出先： manaba

提出期限： 2025年7月15日 14：30

【第25回】扶養・氏、国際家族法をまとめ
実施日時：2025年7月22日（火）2限
教科書：第19章第III節～第IV節
課題1：属人主義の緩和のまとめ（提出不要）。
課題2：判例を学習し、その解釈をまとめ、300字～500字で述べなさい。
課題提出先：manaba
提出期限：2025年7月22日 12：30

【第26回】国際私法の歴史・総合復習
実施日時：2025年7月22日（火）3限
教科書：第1章～第19章、第24章第I節～第V節
課題1：近代国際私法創始者vonSavignyの理論を調べ、まとめなさい（提出不要）。
課題2：現代の国際私法の問題点を考え、300字～500字で述べなさい。
課題提出先：manaba
提出期限：2025年7月22日 14：30

【第28回】期末テスト
場所と答案提出先：manaba
テスト時間：未定

以上の通りを行うことを予定していますが、項目によって扱う内容量に差があるため、若干のずれが生じうることは、予めご承知おきください。

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

・事前学習としては、教科書の該当箇所を通読し、事前の配布資料に目を通すこと
・事後学修としては、課題、資料、教科書や判例などを基にオリジナルのノートを毎回作成すること。

成績評価方法・基準

毎週の金曜日にmanabaで課題を出すので、各自で取り込み、授業に臨むこと。課題は成績評価方法・基準の欄に示す通り、評価の30%を占める。各自しっかり取り組み、不明点はメールで問い合わせこと。

毎回の課題：20%

小テスト：20%

期末テスト：60%

課題（試験
やレポート
等）について
のフィード
バック方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業で行い、及びmanaba上で掲載します。

教科書（必ず準備）

山内惟介・佐藤文彦編『標準国際私法』〔第1版〕 信山社 2020年5月出版
ISBN-13 978-4797218961 3,520円（税込）

教科書・指
定図書

参考図書

道垣内正人・中西康編『国際私法百選（第3版）』（別冊Jurist No256）有斐閣出
版 2021年11月15日出版 ISBN-13 978-4641115569

履修上の留
意点

- ・受講対象は2、3、4年のみとなる。
- ・主体性、積極性をもって講義に臨む学生諸君を歓迎します。
- ・タブレットあるいはノートパソコンがあった方が望ましい。
- ・六法全書を持参すること
- ・講義に関して不明点がある場合、メールで問い合わせること。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LB304
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB001300
講義名	破産法
担当者名	吉田 直起
開講情報	春期 火曜日 1時限 226教室 春期 金曜日 2時限 226教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	この科目の主たる内容は、破産法が定める破産手続、免責手続である。破産手続は、債務者が経済的に破綻した場合に、裁判所が債務者の総財産で総債権者に満足をえさせるための清算型の手続である。債権者から届出のあった債権について調査がなされ、配当の対象となる債権が確定される。種々の権利、法律関係が処理され、配当の財源となる財産が形成され、換価され、配当が実施される。
授業の内容	普段生活しているなかで「倒産」という言葉は耳にすることがあるだろう。倒産とは債務者の債務が自ら負っている債務を返済できなくなった経済状態のことを指す。このような状態を放置することは、債務者、債権者だけでなく、社会にとっても好ましいことではない。そこで、こうした状況を法的に処理するために、破産法、特別清算、民事再生法、会社更生法からなる、いわゆる倒産法（倒産処理法）が存在する。本講義では、この中でも破産手続を規律する破産法を中心に説明するが、必要に応じてその他の倒産処理手続にも言及する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	① 倒産処理制度の必要性和概要を平易な言葉で説明できること、②破産手続の流れを理解し適切に説明できること、③破産手続と他の民事手続との関係を理解できること、④再建型手続の概要を把握すること、を到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	授業は講義形式で行う。 事前に資料をmanaba等にアップロードするので、十分に予習をして参加すること。なお、理解度確認のため、授業内で複数回小テストを実施予定である。
	【第1回】 ガイダンス・「倒産」とは。 【第2回】 倒産処理制度の必要性・考え方 【第3回】 倒産ADR・私的整理 【第4回】 破産手続の開始 ①：手続の流れ・破産手続の開始とその効果 【第5回】 破産手続の開始 ②：各種保全措置 【第6回】 破産手続の機関 【第7回】 破産財団の管理 【第8回】 財団債権等 【第9回】 破産債権の届出・調査・確定

授業計画	<p>【第10回】破産手続と契約関係の処理①：売買・賃貸借</p> <p>【第11回】破産手続と契約関係の処理②：その他の契約</p> <p>【第12回】取戻権</p> <p>【第13回】別除権</p> <p>【第14回】担保権消滅請求制度</p> <p>【第15回】相殺権①：概要・相殺禁止</p> <p>【第16回】相殺権②：相殺権濫用・相殺否認</p> <p>【第17回】否認権①：概要・偏頗行為否認</p> <p>【第18回】否認権②：詐害行為否認</p> <p>【第19回】否認権③：その他の否認</p> <p>【第20回】破産財団の管理・換価</p> <p>【第21回】破産手続の終了</p> <p>【第22回】消費者破産と免責制度</p> <p>【第23回】民事再生手続①：再建型倒産制度について・概観</p> <p>【第24回】民事再生手続②：個人再生・その他</p> <p>【第25回】会社更生手続・特別清算</p> <p>【第26回】テスト・総復習とまとめ</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>【事前学習】 教科書の該当箇所を通読し、事前の配布資料に目を通すこと。</p> <p>【事後学習】 講義で触れた内容について、教科書、配布資料を読み返し疑問点を解消すること。</p>
成績評価方法・基準	<p>授業内テスト（複数回）100%で評価する。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。</p>
教科書・指定図書	<p>（教科書） 山本和彦『倒産処理法入門（第5版）』（有斐閣・2018） 伊藤眞ほか編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2021）</p>
履修上の留意	<p>六法必携 民法等の実体法科目や民事訴訟法の復習を十分にしておくこと。また民事執行法・保全法</p>

意点 の同時履修を強く推奨する。
小テストの正答率に応じて、授業計画を調整することがある。

更新日 2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LC201
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LC000100
講義名	商法総則・商行為法 A 組
担当者名	渋谷 光義
開講情報	秋期 火曜日 1時限 544教室 秋期 水曜日 1時限 544教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	
科目の趣旨	本科目では、商法典第一編総則および会社法第一編総則、ならびに商法典第二編商行為を中心に学修する。私法のなかで、個人生活一般を扱うのが民法であり、これに対し企業取引関係を扱うのが商法である。商法総則・商行為法では、この企業取引（商取引）について、総論として「総則」を、各論として「商行為」を取り上げるが、民法における一般取引との比較のうえで、企業取引をとらえていくことになる。
授業の内容	この授業では、商法分野のうち、「商法総則・商行為法」を中心に取り上げる。 商法上の制度や商取引の仕組みについて基本的な知識を修得するとともに、商法総則・商行為法の分野の基本的問題点に関する判例・学説の検討を通じて、法的なものの考え方を養成する。
科目の到達目標 （理解のレベル）	①民法の特別法としての商法の意義を理解し、説明できる。 ②商法上の制度・商取引の仕組みについて理解し、説明できる。 ③商法総則・商行為法の基本問題に関する理解を深める。
授業形態	講義
授業方法	対面型により、授業を行う。 講義形式で授業を進める。 商法総則・商行為法は極めて技術的かつ合目的な分野であり、他の法分野と比べて難しい分野でもあるため、受講生は毎回テキストやこれに関連する資料を事前に予習しておくことが必要となる。 授業は条文を参照しながら行われるので、必ず最新版の六法を持参すること。 そのほか、manabaを通じて、レジユメを配布するので、授業の際に、レジユメを持参すること。 この授業では、前半で、商法総論、商行為の概念、商法上の諸制度について説明し、後半で、商事売買など各種の商行為について概観する。 会社法総則と大いに関係がある「商法総則」の部分に重点を置く。 以下のことをテーマとして、順次講義を進めていく。 なお、教員のスケジュール上の都合や、進度との関係によって変更の可能性がある。

授業計画

- 【第1回】 ガイダンス
- 【第2回】 商法の意義
- 【第3回】 商法の特色
- 【第4回】 商法の法源
- 【第5回】 商法の適用順位・商法の適用範囲
- 【第6回】 商行為の意義と種類 (1) 商行為の意義・絶対的商行為
- 【第7回】 商行為の意義と種類 (2) 営業的商行為・附屬的商行為
- 【第8回】 商人 (1) 意義・種類
- 【第9回】 商人 (2) 商人資格の得喪
- 【第10回】 営業 (1) 意義・営業所
- 【第11回】 営業 (2) 営業譲渡
- 【第12回】 商号 (1) 商号の意義・選定・登記・譲渡
- 【第13回】 商号 (2) 名板貸
- 【第14回】 商業使用人 (1) 総説・支配人
- 【第15回】 商業使用人 (2) 表見支配人・その他の使用人
- 【第16回】 商業登記 (1) 意義・登記事項
- 【第17回】 商業登記 (2) 商業登記の効力
- 【第18回】 商行為に関する通則 (1) 契約成立に関する規定
- 【第19回】 商行為に関する通則 (2) 債務の履行・債権担保に関する規定
- 【第20回】 商行為に関する通則 (3) 代理・委任に関する規定
- 【第21回】 商事売買
- 【第22回】 交互計算
- 【第23回】 匿名組合
- 【第24回】 仲介営業 (1) 代理商
- 【第25回】 仲介営業 (2) 仲立人
- 【第26回】 仲介営業 (3) 問屋

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

予習：授業の最後に予習すべき範囲が指定されるので、教科書・参考書の該当箇所を繰り返し

事前・事後 学修の内容	返して読んでおくこと。予習するにあたっては、自分の頭で考えながら読み、理解するように努めること。 復習：レジュメ・教科書・参考書・授業で取ったノートに基づいて、授業で取り上げた事項を理解するように努めること。
成績評価方 法・基準	筆記試験（100%）により、成績評価を行うことを予定している。詳細は授業中に指示する。 なお、ビジネス実務法務検定の合格者には、試験の得点に「10点」を加点する。
課題（試験 やレポート 等）につい てのフィー ドバック方 法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指 定図書	<p>【教科書】</p> <p>①近藤光男『商法総則・商行為法（第9版）』（有斐閣）ISBN 978-4-641-23308-9</p> <p>②神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選』（有斐閣）ISBN 978-4-641-11543-9</p> <p>【指定図書】</p> <p>①大塚英明＝川島いづみ＝中東正文『商法総則・商行為法（第3版）』（有斐閣）</p> <p>②北居功＝高田晴仁編『民法とつながる商法総則・商行為法（第2版）』（商事法務）</p> <p>③落合誠一ほか『商法I—総則・商行為（第6版）』（有斐閣）</p> <p>④弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法（第3版）』（有斐閣）</p>
履修上の留 意点	法律の体系上、ある程度の民法の理解がないと、商法の理解は著しく困難である。そのため、民法のうち、財産法科目（民法総則、物権法、債権総論、債権各論）を履修済みまたは履修中であることが望ましい。そのほか、「会社法」、「手形法・小切手法」などの商法科目も併せて履修することを薦める。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LC202
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LC000210
講義名	会社法B組
担当者名	小倉 健裕
開講情報	春期 月曜日 1時限 7100教室 春期 火曜日 1時限 7100教室
単位数	4
受講可能学部	E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	本科目では、会社法を中心に学修する。会社法は企業法の基本であり、最重要な科目である。会社法は、経済活動の主体である会社企業、とりわけ株式会社の組織に関する法制度を言及する組織法である。現代社会において、株式会社の重要性は大きく、したがって講義内容も単なる法制度の理解だけでなく、判例や時事的問題も詳細に取り上げる必要がある(企業コースは必修科目として設置)。
授業の内容	会社は、事業を行い、そこから生じた利益を構成員に分配することを目的とした団体である。現代の経済において会社という主体が登場しない分野はなく、とくに株式会社の重要であることはいうまでもない。 法学部の設置科目として、本講義では株式会社を主な対象として、その法的観点からの解説を行う。2005年に制定された「会社法」が最重要の法律であり、本講義はその体系的理解のための解説に努める。
科目の到達目標 (理解のレベル)	①株式会社の機関設計や株主の権利といった、法律が規定している株式会社自体の仕組みを理解し、説明できるようになること。 ②会社に関わる様々な利害関係者（会社自体、株主、取締役、監査役、会計監査人、会社債権者、従業員、消費者など）の間で、会社法がいかなる調整と規律を行っているかを理解し、説明できるようになること。
授業形態	講義
授業方法	指定テキストにしたがい講義を行う。
	【第1回】会社法総論（1）：会社の意義
	【第2回】会社法総論（2）：法人としての会社
	【第3回】機関構成（1）：会社の機関の意義、決定と執行
	【第4回】機関構成（2）：機関の分離 業務執行と監督
	【第5回】機関構成（3）：機関の分離 監督体制の強化
	【第6回】株主と株主総会（1）：株主の権利 株主平等の原則 共益権と自益権
	【第7回】株主と株主総会（2）：株主の権利 株主名簿と基準日
	【第8回】株主と株主総会（3）：株主総会 招集と議題の決定 議決権行使 代理行使
	【第9回】株主と株主総会（4）：株主総会 総会決議の瑕疵
	【第10回】株主と株主総会（5）：種類株式の意義 種類株式の内容 種類株主総会

授業計画	<p>【第11回】 業務執行と監督（1）：取締役の地位 任務 報酬</p> <p>【第12回】 業務執行と監督（2）：取締役会と代表取締役</p> <p>【第13回】 中間試験およびその解説</p> <p>【第14回】 業務執行と監督（3）：監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社</p> <p>【第15回】 業務執行と監督（4）：取締役の義務 忠実義務</p> <p>【第16回】 業務執行と監督（5）：取締役の義務 競業規制と利益相反取引規制</p> <p>【第17回】 業務執行と監督（6）：取締役の責任</p> <p>【第18回】 業務執行と監督（7）：監査役</p> <p>【第19回】 資金調達（1）新株発行・授権資本制度</p> <p>【第20回】 資金調達（2）有利発行と不公正発行</p> <p>【第21回】 資金調達（3）社債</p> <p>【第22回】 会社の計算（1） 資本金 資本準備金と利益準備金</p> <p>【第23回】 会社の計算（2） 剰余金の分配規制</p> <p>【第24回】 会社の設立・解散</p> <p>【第25回】 組織再編（1） 事業譲渡、会社の合併、会社分割</p> <p>【第26回】 組織再編（2） 株式交換、株式移転、株式交付</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	指定テキストおよび百選の、各回の講義内容に対応する個所を読んでおくこと。
成績評価方法・基準	中間試験および期末試験（50%×2）による。 中間試験は、授業時間の一部を利用して実施する。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	中東＝白井＝北川＝福島著『会社法（2版）』（有斐閣、2021年） 会社法判例百選〔第4版〕（2021年） このほか、図書館の指定図書コーナーを参照のこと。
履修上の留意点	最新の六法を持参すること。 インターネットをとおして条文を参照するときは、e-gov法令検索" https://elaws.e-gov.go.jp/ "を利用すること。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LC302
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LC000400
講義名	金融商品取引法
担当者名	小倉 健裕
開講情報	秋期 火曜日 1時限 7100教室
単位数	2
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	<p>本科目は、金融商品取引法の基礎知識を習得することを目的とする。「貯蓄から投資へ」と個人の金融行動の変革が求められる状況のなかで、IT技術の発達により、株式、債券、投資信託、FX取引などが極めて身近な存在となってきた。携帯やパソコンを通じて、誰でもどこからでも、時間を問わず情報を入手し、取引が出来る。他方、世界の金融界を激震させたリーマン・ショックやわが国のライブドア事件など、金融資本市場の信頼を毀損する事態も生じている。そうしたなかで、金融商品の取引やその取引を成り立たせている金融資本市場について、どのような法的枠組みが設けられているのかを認識し、その理解を図ることは、合理的な経済社会人として行動し、また将来金融を担う者にとって不可欠である。そこで本講義では、金融資本市場の動きを踏まえ、実際に社会で話題となっている金融商品の取引等を取り上げ、グローバルな法規制である金融商品取引法の体系を解説し、コンプライアンス感覚とリーガルマインドの形成を目指す。</p>
授業の内容	<p>金融商品取引法は、「企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする」法律である（同法第1条）。この目的達成のため、法が具体的にどのような規制を置いているのか、本講義ではその全体像の解説に努める。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	<p>情報開示、不公正取引規制、業者規制といった金融商品取引法を構成する事項について、学生がその意義および基本的な知識を習得すること。それらの知識を元に、金商法に関わる事件を法的に読み解く技能を修得すること。</p>
授業形態	講義
授業方法	<p>指定テキストにしたがい講義を行う。</p> <p>【第1回】金融商品取引法の意義</p> <p>【第2回】情報開示の規制①ディスクロージャーの意義</p> <p>【第3回】情報開示の規制②流通市場での開示</p> <p>【第4回】情報開示の規制③発行市場での開示</p> <p>【第5回】企業買収の規制①企業買収の手段としての公開買付</p> <p>【第6回】企業買収の規制②公開買付が義務付けられる場合</p>
授業計画	<p>【第7回】企業買収の規制③大量保有報告</p>

- 【第8回】 不公正取引の規制①インサイダー取引
- 【第9回】 不公正取引の規制②相場操縦の規制
- 【第10回】 不公正取引の規制③偽計取引等
- 【第11回】 業者の規制①金融商品取引法にかかわる様々な業者
- 【第12回】 業者の規制②投資勧誘の規制 説明義務・適合性原則
- 【第13回】 金融商品取引法のエンフォースメント

事前・事後
学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

指定の教科書、参考図書の対応箇所を読んで復習を行うこと。

成績評価方法・基準

期末試験による（100%）。

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィー
ドバック方
法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

教科書・指
定図書

松岡啓祐『最新金融商品取引法講義』（第6版）（中央経済社、2021年）
別冊ジュリスト214号金融商品取引法判例百選（有斐閣、2013年）

このほか、図書館の指定図書コーナーを参照。

履修上の留
意点

会社法を履修済みであることが望ましい。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LC303
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LC000500
講義名	手形・小切手法
担当者名	渋谷 光義
開講情報	春期 火曜日 1時限 544教室 春期 水曜日 1時限 544教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	
科目の趣旨	手形・小切手は、一定定額の金銭の支払いを目的とする有価証券であり、証券に表章された権利の確実な行使と容易な譲渡が法的に保障されている。手形・小切手は、たとえば売買代金の支払い手段、送金または取り立ての手段として、特に手形は信用利用の手段としていろいろな形で用いられ、現代経済社会において、重要な役割を果たしている。きわめて技術的な手形・小切手の法制度の仕組みの理解とこれにつき生ずる様々な法的問題の処理の仕方が取り扱われる。
授業の内容	この授業では、商法分野のうち、「手形法・小切手法」を取り上げる。手形・小切手に対する法規制の基本的な知識を身に付けるとともに、手形法・小切手法の基本問題の検討を通じて、法的なものの考え方を養うことを目的とする。
科目の到達目標 (理解のレベル)	①約束手形・為替手形・小切手の異同を説明できる。 ②手形・小切手の経済的な機能を説明できる。 ③有価証券としての手形・小切手の特質を理解し、説明できる。 ④手形法・小切手法の基本問題に関する理解を深める。
授業形態	講義
授業方法	対面型により、授業を行う。 講義形式で授業を進める。 手形法・小切手法は極めて技術的かつ合目的な法律であり、他の法分野と比べて難しい分野でもあるため、受講生は毎回テキストやこれに関連する資料を事前に予習しておくことが必要となる。 授業は条文を参照しながら行われるので、必ず最新版の六法を持参すること。 そのほか、manabaを通じて、レジユメを配布するので、授業の際に、レジユメを持参すること。
	この授業では、前半で、手形の意義、手形の法的性質など「手形法・小切手法総論」を取り上げ、後半で、振出、裏書など「手形法・小切手法各論」を取り上げる。 以下のことをテーマとして、順次講義を進めていく。 なお、教員のスケジュール上の都合や、進度との関係によって変更の可能性がある。

授業計画

- 【第1回】 ガイダンス
- 【第2回】 手形・小切手の意義
- 【第3回】 手形・小切手の経済的機能
- 【第4回】 手形法とは何か
- 【第5回】 手形の法的性質(1) 要式証券性・指図証券性
- 【第6回】 手形の法的性質(2) 呈示証券性・受戻証券性
- 【第7回】 手形の法的性質(3) 設権証券性・無因証券性
- 【第8回】 手形の法的性質(4) 文言証券性
- 【第9回】 手形行為
- 【第10回】 手形理論(1) 交付契約説・発行説・創造説
- 【第11回】 手形理論(2) 判例の変遷
- 【第12回】 手形署名(1) 総説・手形能力
- 【第13回】 手形署名(2) 偽造
- 【第14回】 手形署名(3) 意思表示の瑕疵
- 【第15回】 手形署名(4) 手形行為独立の原則
- 【第16回】 手形行為の代理
- 【第17回】 振出(1) 基本手形・振出の方式
- 【第18回】 振出(2) 必要的記載事項
- 【第19回】 振出(3) 必要的記載事項・有益の記載事項
- 【第20回】 裏書(1) 権利移転的効力・担保的効力
- 【第21回】 裏書(2) 手形抗弁・人的抗弁の切断
- 【第22回】 裏書(3) 悪意の抗弁・融通手形の抗弁
- 【第23回】 裏書(4) 後者の抗弁・二重無権の抗弁
- 【第24回】 裏書の連続(1) 総説・権利推定
- 【第25回】 裏書の連続(2) 善意取得・支払免責
- 【第26回】 特殊な裏書

事前・事後
学修に必要な
時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

予習：授業の最後に予習すべき範囲が指定されるので、教科書・参考書の該当箇所を繰り返して読んでおくこと。予習するにあたっては、自分の頭で考えながら読み、理解するよ

事前・事後 学修の内容	うに努めること。 復習：レジュメ・教科書・参考書・授業で取ったノートに基づいて、授業で取り上げた事項を理解するように努めること。
成績評価方 法・基準	筆記試験（100％）により、成績評価を行うことを予定している。詳細は授業中に指示する。 なお、ビジネス実務法務検定の合格者には、試験の得点に「10点」を加点する。
課題（試験 やレポート 等）につい てのフィー ドバック方 法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指 定図書	<p>【教科書】</p> <p>①早川徹『基本講義手形・小切手法（第2版）』（新世社）</p> <p>②神田秀樹＝神作裕之編『手形小切手判例百選（第7版）』（有斐閣）</p> <p>【指定図書】</p> <p>①弥永真生『リーガルマインド手形法小切手法（第3版）』（有斐閣）</p> <p>②川村正幸『手形法小切手法（第4版）』（新世社）</p> <p>③大塚龍児ほか『商法Ⅲ—手形・小切手（第5版）』（有斐閣）</p> <p>④田邊宏康『手形小切手法講義（第3版）』（成文堂）</p> <p>⑤宮島司『やさしい手形法・小切手法（第2版）』（法学書院）</p>
履修上の留 意点	法律の体系上、ある程度の民法の理解がないと、商法の理解は著しく困難である。そのため、民法のうち、財産法科目（民法総則、物権法、債権総論、債権各論）を履修済みであることが望ましい。そのほか、「会社法」、「商法総則・商行為法」などの商法科目も併せて履修することを薦める。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LD101
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LD000100
講義名	刑法I（総論） A組
担当者名	山本 高子
開講情報	秋期 月曜日 4時限 544教室 秋期 金曜日 1時限 544教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	刑法総論は、刑法上の「犯罪」の一般的成立要件について学ぶ科目である。内容は、刑法の基礎理論、犯罪の3大成立要件である [1] 構成要件（不作為犯、因果関係等）、 [2] 違法性（正当防衛、緊急避難、被害者の同意等）、 [3] 責任（故意、錯誤、過失、責任能力等）が中心となる。その後、構成要件の修正形式といわれる未遂犯、共犯について学び、最後に、複数の犯罪が成立する場合の刑法上の処理方法に関する罪数論、刑罰論について学ぶ。
授業の内容	本講義は刑法総論を取り扱います。刑法総論は、犯罪全般について検討する犯罪論と刑罰の本質について検討する刑罰論とに大別されます。 刑法は、学説の対立が厳しい法領域です。従って、学説や判例の解説に主眼が置かれることとなりますが、抽象的な議論ばかりではなく、具体的な事例を取り上げながら、講義を進めていきたいと思ひます。その上で、学説や判例の立場を参考に、自分が支持する立場を導き、さらには具体的な事例に対する妥当な結論が導けるように、授業をまとめていきたいと思ひます。
科目の到達目標 (理解のレベル)	基本的人権の保障と社会秩序の維持の調和を念頭に置きながら、刑法総論上の諸問題につき、結論の妥当性ある解釈論を展開することができるよう、講義を進めていきたいと思ひています。ノートをとる力、自分の頭で考える力を身につけ、論理整合性ある結論を導くことができるようになることを目標とします。法科大学院への進学を考えている学生にも有意義な講義となるようにしたいと思ひます。
授業形態	講義
授業方法	原則として講義形式をとります。あらかじめmanabaにレジユメを載せておきますので、可能であれば目を通して講義に出席してください。 学生の考え方や理解をはかるため、適宜responのアンケートを使用します。
	【第1回】 ガイダンス、刑法の基礎
	【第2回】 罪刑法定主義
	【第3回】 刑法の効力、犯罪論概説
	【第4回】 構成要件
	【第5回】 因果関係
	【第6回】 間接正犯
	【第7回】 不作為犯
	【第8回】 違法性論

授業計画	<p>【第9回】正当防衛</p> <p>【第10回】緊急避難、自救行為</p> <p>【第11回】正当行為</p> <p>【第12回】義務の衝突、被害者の承諾</p> <p>【第13回】責任論概説</p> <p>【第14回】責任能力、原因において自由な行為</p> <p>【第15回】故意</p> <p>【第16回】事実の錯誤</p> <p>【第17回】法律の錯誤</p> <p>【第18回】過失、期待可能性</p> <p>【第19回】未遂論概説、実行の着手</p> <p>【第20回】中止犯、不能犯</p> <p>【第21回】共犯論概説</p> <p>【第22回】共同正犯</p> <p>【第23回】教唆犯、従犯</p> <p>【第24回】共犯と身分</p> <p>【第25回】共犯の諸問題</p> <p>【第26回】罪数論・刑罰論</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	あらかじめレジメをmanabaからダウンロードして、可能な範囲で目を通してください。また、もし可能であれば、指定図書を読んで講義に出席すると理解が深まると思います。講義後は、レジメやノートをしっかりと見直して復習してください。
成績評価方法・基準	授業内小テスト（30点）と期末試験（70点）により総合的に評価します。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題や試験の講評・解説については、manaba上に資料を載せますので、目を通して確認してください。
教科書・指定図書	〔指定図書〕立石二六著『刑法総論〔第4版〕』（成文堂、2015） 佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選I総論〔第8版〕』（有斐閣、2020）
履修上の留意点	特に前もって履修しておくべき科目はありません。刑法に関心がある学生であればどなたでも歓迎します。各回で取り上げる問題点について、主体的に考えることを心がけてくだ

さい。

更新日 2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LD201
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LD000200
講義名	刑法II（各論）A組
担当者名	山本 高子
開講情報	春期 月曜日 4時限 225教室 春期 木曜日 1時限 225教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	刑法各論は、刑法総論で学ぶ犯罪の一般的成立要件に関する知識を前提として、個々の犯罪の特殊な成立要件を学ぶ科目である。内容は、刑法典第二編「罪」の諸規定が予定する法益を保護するために最も適切な解釈を学ぶため、個人的法益に対する罪（生命・身体に対する罪、自由に対する罪、財産に対する罪等）、社会的法益に対する罪（公共安全に対する罪、公共の信用に対する罪等）、国家的法益に対する罪等、保護法益毎に学んでゆく。
授業の内容	刑法各論では、刑法典上の犯罪類型についての個別的検討を行います。その際、当該犯罪の保護法益は何かということ念頭に置きながら、その犯罪の特徴を把握することが大切です。本講義では、刑法各則上の犯罪類型を個人的法益、社会的法益、国家的法益に区分し、その順序で講義することとします。抽象的な議論ばかりでなく、具体的な事例も取り上げながら、講義を進めていきたいと思ひます。古典的な問題だけでなく、現代的な問題にも配慮したいと思ひています。
科目の到達目標 （理解のレベル）	基本的人権の尊重と社会秩序の維持の調和を念頭に置きながら、妥当な結論を導くことができる解釈論を展開する力を身につけることを最終的な目標とします。論理的な矛盾なく、整合的な理論を展開できるようになってほしいです。また、刑法総論の問題領域へも横断的に思考を及ぼすことができるようにしたいと思ひます。
授業形態	講義
授業方法	レジュメを使用し、講義形式で行います。レジュメはあらかじめmanabaに載せておきますので、可能な範囲で目を通してください。 学生の皆さんの考え方や理解度をはかるために、適宜responのアンケートを使用したいと思ひます。
	【第1回】 ガイダンス、人の意義
	【第2回】 個人的法益に対する罪概論、殺人の罪
	【第3回】 傷害の罪、過失傷害の罪
	【第4回】 墮胎の罪、遺棄の罪
	【第5回】 逮捕および監禁の罪、脅迫の罪
	【第6回】 略取・誘拐および人身売買の罪、性的自由・感情に対する罪
	【第7回】 住居を侵す罪、業務に対する罪、秘密を侵す罪
	【第8回】 名誉および信用に対する罪

授業計画	<p>【第9回】財産犯総論</p> <p>【第10回】窃盗の罪</p> <p>【第11回】強盗の罪</p> <p>【第12回】詐欺の罪</p> <p>【第13回】恐喝の罪</p> <p>【第14回】横領の罪</p> <p>【第15回】背任の罪</p> <p>【第16回】盗品等に関する罪、毀棄および隠匿の罪</p> <p>【第17回】社会的法益に対する罪概論、騒乱の罪</p> <p>【第18回】放火および失火の罪</p> <p>【第19回】出水および水利に関する罪、往来を妨害する罪</p> <p>【第20回】飲料水に関する罪、あへん煙に関する罪、通貨偽造の罪</p> <p>【第21回】文書偽造の罪</p> <p>【第22回】印章偽造の罪、支払用カード電磁的記録・不正指令電磁的記録に関する罪</p> <p>【第23回】風俗に対する罪、国家的法益に対する罪概論、国家の存立に対する罪</p> <p>【第24回】公務の執行を妨害する罪</p> <p>【第25回】逃走の罪、犯人蔵匿および証拠隠滅の罪、偽証の罪、虚偽告訴の罪</p> <p>【第26回】汚職の罪</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	あらかじめレジюмеをmanabaに載せておきますので、可能な範囲で目を通してください。講義の後には、レジюмеやノートをしっかりと復習してください。指定図書や判例百選にも目を通すことで、より理解が深まると思います。
成績評価方法・基準	試験（レポートに代える可能性もあります）（100%）により評価します。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内に説明する、もしくはmanaba上に資料を載せますので、目を通してください。
教科書・指定図書	〔指定図書〕 大谷實『刑法講義各論〔新版第5版〕』（成文堂、2019） 佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選II〔第8版〕』（有斐閣、2020）
履修上の留意点	刑法総論を履修しているか、履修済みであることが望ましいと思います。

更新日 2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LD301
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LD000310
講義名	刑事訴訟法B組
担当者名	檀上 弘文
開講情報	春期 木曜日 1時限 7200教室 春期 木曜日 2時限 7200教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	犯罪発生後、それを警察が確知し、捜査を開始し、犯人を検挙し、検察官が起訴をし、公判で有罪か無罪かを裁判所が判断し、判決を言い渡す。この判決に間違いがないかどうかを審査する控訴審があり、更にこの控訴審の判断に憲法違反や判例違反がないかを審査する上告審があり、これらの一連の過程を考察対象とする。具体的には、逮捕、勾留、捜索・押収、所持品検査、自動車検問、電話傍受、起訴状の特定、訴因変更、証拠法、裁判の種類、判決の効力、控訴審の性格、上告の問題、再審事由等々について学ぶもの。刑法総論、各論を勉強していた方が分かりやすいだろう。
授業の内容	自由な社会を維持するためには、犯罪の予防と犯罪者の検挙・処罰が不可欠である。しかしながら、それらを追求する余り、法執行の効率的な実施を重視しすぎて、個人の基本的人権やプライバシーを過度に侵害することは許されない。 授業では、適切な法執行と個人の自由やプライバシーの保障とをいかに両立させるかということ念頭に置いて、現行刑事訴訟法について考察していく。 学生諸君には、刑事手続の学習を通して、手続の重要性と法律実務についての正しい理解を会得して貰いたい。
科目の到達目標 (理解のレベル)	刑事訴訟法の基礎的知識を修得した上で、刑事手続における諸問題について、判例・学説を踏まえて自ら考える能力を身に付けること。 裁判所事務官、検察事務官、警察官等の受験合格レベルを到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	原則として、対面式授業により実施する。manabaを通じて事前にレジユメを配布する。また、manabaにて課題を提示する（回数等は未定）ので、当該課題については指定期日までに必ず提出すること。 ただし、社会状況の変化により、授業の実施方式については変更があり得る。
	【第1回】 刑事手続の概観 【第2回】 任意捜査と強制捜査 【第3回】 捜査の端緒 【第4回】 逮捕・勾留 (1) 【第5回】 逮捕・勾留 (2) 【第6回】 取調べ 【第7回】 弁護権

授業計画

- 【第8回】 余罪取調べと別件逮捕・勾留
- 【第9回】 令状による捜索・押収
- 【第10回】 無令状の捜索・押収
- 【第11回】 写真・ビデオ撮影、防犯カメラ
- 【第12回】 検証・鑑定
- 【第13回】 通信傍受・会話録音
- 【第14回】 起訴不起訴の決定
- 【第15回】 排除法則（1）
- 【第16回】 排除法則（2）
- 【第17回】 起訴状と予断排除の原則
- 【第18回】 訴因の特定、訴因変更の要否
- 【第19回】 訴因変更の可否、訴因変更の時期的限界
- 【第20回】 証拠法総説
- 【第21回】 拳証責任と推定
- 【第22回】 自白法則
- 【第23回】 補強法則
- 【第24回】 伝聞法則（1）
- 【第25回】 伝聞法則（2）
- 【第26回】 裁判

事前・事後 学修に必要な時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後 学修の内容

次回の講義事項を確認の上、事前学習として当該箇所を、各自充分に読み込んでおくこと。特に、文言・概念など、法律用語の意義について予め調べておくこと。また、学習した内容の理解を確実にするためには復習が必要不可欠である。

成績評価方法・基準

成績評価は、筆記（定期）試験（100%）にて行う。

課題（試験 やレポート 等）につい てのフィー ドバック方 法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行う予定である。

教科書・指 定図書

- 【教科書】
- ・ 椎橋隆幸編著『よくわかる刑事訴訟法〔第3版〕』（ミネルヴァ書房、2022年）
- ・ 椎橋隆幸・柳川重規編『刑事訴訟法基本判例解説〔第2版〕』（信山社、2018年）

憲法、刑法を履修しておくことが望ましい。最新の六法（小型のもので良い）は必須。

履修上の留意点

さらに、亜大ポータル、manabaの利用が不可欠ですので、可能な限り操作等に慣れておくようにしてください。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LD302
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LD000400
講義名	刑事政策
担当者名	鮎田 実
開講情報	春期 火曜日 1時限 242教室 春期 火曜日 2時限 242教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	犯罪を行って有罪認定された者には刑が科されるが、それは具体的にはどのような処遇をすることになるのか、あるいは、犯罪を予防するにはどのような対策を講じなければならないかといったことを勉強する分野。具体的には、死刑、自由刑の種類とその内容、刑事拘禁施設の概要、刑務作業、自由刑に代わる刑事処分、少年の処遇、執行猶予の問題点、企業犯罪への制裁、国際企業犯罪への対策、マネーロンダリング対策、テロ対策、汚職犯罪の防止対策、外国人犯罪対策等々を学ぶ。
授業の内容	<p>・日々テレビや新聞で犯罪記事を見聞きしない日はない。例えば、例えば、首都圏の1都3県で戸建て住宅などを狙った事件、いわゆるいわゆる闇バイト強盗事件が多発した。また、子どもと接する職場で働く人の性犯罪歴を確認する「日本版DBS」創設を盛り込んだ「こども性暴力防止法」が成立した。その一方で、いわゆる袴田事件が、わが国で5件目の死刑冤罪事件となった。そのような刑事事件を対象とする学問が刑事政策である。</p> <p>そこで本講義では、刑事政策という学問が何かということから始め、我が国における犯罪の現状を把握し、犯罪者が警察・検察・裁判所という刑事司法手続においてどのような処理をなされるのか、そして、刑務所等の刑事施設でどのような処遇を受けているのか、という基本的な事柄を概説することにする。それをもとに、少年非行など各種犯罪が起こる原因は一体何なのか、また、それに対してどのような対策が採られているのかということを検討していくこととする。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	<p>・本講義では、我が国における刑事司法制度全体を理解することで、日頃ニュース等で報道される事件に関する事柄を理解することができる。さらには刑事司法制度に関わる実務(警察官、検察官、検察事務官、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、刑務官、法務教官、保護観察官)を希望する者にとっては、そこで通用する力を身に付けることができる。</p>
授業形態	講義
授業方法	<p>・授業計画に則り、各時限1項目ずつ講義を行う。講義の内容については、manabaに事前に講義で使用するレジメを挙げておくので、それを各自プリントアウトするなど用意しておくこと。そして、講義では、レジメの内容に沿って説明していく予定である。授業等で質問を受け付けて応えていく予定である。受講生は、積極的に授業に参加して欲しい。</p>
	<p>【第1回】講義のガイダンス、刑事政策の基礎（犯罪学・刑事学との異同）</p> <p>【第2回】統計と暗数の問題</p> <p>【第3回】犯罪原因論(1)：素質と環境；生物学的原因論</p> <p>【第4回】犯罪原因論(2)：心理学的原因論・社会学的原因論</p> <p>【第5回】刑罰論(1)死刑</p>

	<p>【第6回】 刑罰論(2)自由刑（短期自由刑・不定期刑）</p> <p>【第7回】 刑罰論(3)罰金刑</p> <p>【第8回】 刑罰論(4)猶予制度</p> <p>【第9回】 刑罰論(5)保安処分</p> <p>【第10回】 犯罪者処遇の基本理念：アメリカ合衆国における受刑者処遇の歴史</p> <p>【第11回】 処遇論(1)施設内処遇制度</p> <p>【第12回】 処遇論(2)刑務作業</p> <p>【第13回】 処遇論(3)社会内処遇制度(1)：保護観察</p> <p>【第14回】 処遇論(4)社会内処遇制度(2)：更生保護</p> <p>【第15回】 各種犯罪(1) 少年非行(1)：現状と原因</p> <p>【第16回】 各種犯罪(2) 少年非行(2)：保護処分</p> <p>【第17回】 各種犯罪(3) 女性犯罪</p> <p>【第18回】 各種犯罪(4) 交通犯罪</p> <p>【第19回】 各種犯罪(5) 薬物犯罪</p> <p>【第20回】 各種犯罪(6) 精神障害者による犯罪</p> <p>【第21回】 各種犯罪(7) 暴力団犯罪</p> <p>【第22回】 各種犯罪(8) 性犯罪</p> <p>【第23回】 各種犯罪(9) 家庭内暴力(1)：DV</p> <p>【第24回】 各種犯罪(10) 家庭内暴力(2)：児童虐待</p> <p>【第25回】 各種犯罪(11) 家庭内暴力(3)：ストーカー</p> <p>【第26回】 犯罪被害者の救済・支援：犯罪被害者等給付金支給制度</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>講義は授業計画に即して進めるので、事前に参考書等の該当部分を読んでおくこと。その際、分からない用語等はチェックしておき、講義での説明を注意して聴くようにするとよい。そして、授業後は、分からないことがあるようであれば先生に質問して、講義の内容等で不明瞭な部分を解消するようにしておくこと。さらに、参考書等を再度通読し、併せて条文や白書を用いて講義内容の整理をしておくこと、刑事政策の理解が深まるであろう。</p>
成績評価方法・基準	<p>・成績評価は、試験・小テスト・レポートに基づいて行う。内容は以下の通りである。まずは、期末に実施する予定の試験である（70%）。次に、小テストは、毎時限最後の10分間manaba上で行う講義内容確認のものを行う(20%)。これは出欠も兼ねるものとする。最後に課題レポートの提出(10%)である。具体的な内容・字数・提出方法等は、講義が始まり次第伝えるものとする。</p> <p>なお、履修の条件として、欠席回数が全体の1/3を超えた場合（10回以上欠席する場合）</p>

	合)、単位を認定しない。
課題(試験やレポート等)についてのフィードバック方法	本授業での課題(試験やレポート等)の講評・解説については授業内(口頭)もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	参考書:法務省法務総合研究所編『令和5年版犯罪白書』。(法務省ホームページ掲載) 藤本哲也『よくわかる刑事政策』ミネルヴァ書房(2011年)。 川出敏裕=金光旭『刑事政策(第3版)』成文堂(2023年)。 武内謙治=本庄武『刑事政策学』日本評論社(2019年)。 守山正=安部哲夫『ビギナーズ刑事政策(第3版補訂版)』成文堂(2023年)。
履修上の留意点	受講生は、まずテレビのニュースの視聴や新聞を読むことから始めてもらいたい。なぜならば、テレビや新聞で報道される事件そのものが、本講義の生きた教材となるからである。受講生は、どのような事件が起きたのかということだけではなく、その事件がどのように法律と関係しているのかということも考えてみて欲しい。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LE301
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LE000100
講義名	労働法
担当者名	中益 陽子
開講情報	春期 金曜日 2時限 7100教室 春期 金曜日 3時限 7100教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	
科目の趣旨	本科目は、労働市場、個別的労働関係および団体的労使関係に関する法を扱う。労働市場とは、労働力の需要・供給の調整をめぐる社会的な仕組みをいう。一方、個別的労働関係とは、個々の労働者と使用者との間の、労働契約の締結、展開、終了をめぐる関係である。また、団体的労使関係とは、労働者の利益を代表する団体の組織・運営およびこの団体と使用者等との間の協議や交渉を中心とした関係をいう。具体的には、労働者の募集・採用にはじまり、就労中に生じうるさまざまな労働問題、そして、解雇等による終了まで、労働生活の全ステージのなかで生じる法的問題を取り扱う。
授業の内容	この講義では、労働者が採用されてから退職するまでの一連の流れにのなかで生じうる各種の問題について労働法のルールがどうなっているかを学びます。具体的には、賃金や労働時間等の労働者保護に関するルール、また人事異動や解雇等の労働契約をめぐる問題、そして、労働者の集団としての労働組合の意義について解説します。 なお、労災保険および雇用保険については、後期の「社会保障法」の授業で扱います。
科目の到達目標 (理解のレベル)	受講生が、雇用形態で働く上で遭遇するさまざまなトラブルについて、そのトラブルをそもそも法的問題として抽出でき、また、その解決策を自身で考えることができるレベルに到達することを目指します。 雇用形態の多様化の中で学生が遭遇するかもしれないトラブルは、実に多様です。知識をその多様な現実に応用・適用できるようになるには、その知識がしっかり身に着いていることが不可欠です。
授業形態	講義
授業方法	manaba上に配布されるレジユメをもとに、各回のテーマに関する労働法のルールを説明していきます。レジユメに空欄がありますので、受講生はそれを穴埋めするほか、必要なノート・メモを取ってください。
	【第1回】ガイダンス
	【第2回】労働法とは、労基法上の労働者
	【第3回】労組法上の労働者、使用者
	【第4回】非正規労働
	【第5回】組合、法源（合意）
	【第6回】法源（労働法規、就業規則）
	【第7回】法源（労働協約、労使協定）
	【第8回】採用の自由、内定

授業計画	<p>【第9回】 内定取消、試用、人権擁護</p> <p>【第10回】 賃金</p> <p>【第11回】 法定労働時間・休憩・休日</p> <p>【第12回】 36協定、割増賃金、適用除外</p> <p>【第13回】 変形労働時間、フレックスタイム、みなし労働時間</p> <p>【第14回】 休暇・休業</p> <p>【第15回】 雇用平等（性別）</p> <p>【第16回】 雇用平等（障害者、非正規労働）</p> <p>【第17回】 不利益取扱い、ハラスメント</p> <p>【第18回】 人事異動</p> <p>【第19回】 懲戒</p> <p>【第20回】 解雇とその他の契約終了</p> <p>【第21回】 雇止め、退職後</p> <p>【第22回】 労働条件の変更、個別労使紛争の解決機関</p> <p>【第23回】 団結権、団体交渉権</p> <p>【第24回】 団体交渉権（労働協約）、団体行動権</p> <p>【第25回】 団体行動権</p> <p>【第26回】 不当労働行為</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>【事前学修】 1週間前にmanabaにレジユメをアップロードしますので、読んでおいてください。</p> <p>【事後学修】 小テストに備えて、毎回の授業を復習してください。</p>
成績評価方法・基準	<p>4回程度の小テスト（100%）</p> <p>※各回の小テスト前の期間において、欠席率が3分の1を超えている方は、小テストを受けても評価の対象としません。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	<p>本授業での小テストの講評・解説については、授業内（口頭）もしくはmanaba上で行いません。</p>
教科書・指定図書	<p>とくになし。</p>

履修上の留意点

欠席率が3分の1を超える方は、評価の対象としません（不可となります）。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LE302
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LE000200
講義名	社会保障法
担当者名	中益 陽子
開講情報	秋期 金曜日 2時限 7100教室 秋期 金曜日 3時限 7100教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	日常生活のなかでの病気や怪我することもある。働いていた会社を解雇されたり、倒産をして失業することもあるかもしれない。身近に在宅介護サービスをうけたり、特別養護老人ホームに入所している高齢者を知っているという人もいるだろう。何らかの事情から身体障害者となることだってありえる。伝統的な市民法では、老齢、障害、貧困などは個人の責任で対処すべきものとされた。憲法にいう生存権（25条）を、労働法とは異なり、私的契約関係を媒介とせず、直接的に実現しようとする法分野が社会保障法である。それには大きく [1] 社会保険（医療・介護・労災・雇用・年金）、[2]社会福祉（老人・児童・障害者）、[3]生活扶助の法が含まれる。このように、その範囲は、きわめて広く多様である。
授業の内容	社会保障に関する法は、法の中でも人々の生活にもっとも身近なものの1つであると同時に、生活の隅々に及んでいます。 この授業では、社会保障制度として、①社会保険（年金、医療、介護、労災、雇用）、②公的扶助（生活保護）、③社会福祉（主として、障害者福祉、児童福祉、一人親家庭に対する福祉）、④社会手当（児童手当等）の4領域を扱い、その制度の基本的な構造と関連する法的論点を取り上げます。
科目の到達目標 （理解のレベル）	受講生が、さまざまな社会保障法制度に関する基本的な知識を身につけること、また、どのような法的論点があり、それをどう解釈すべきか理解できるようになることを目標にしています。 大学生のような若年者は、社会保障制度の受益者であると同時に、社会人になれば主たる財政負担者として制度を支えていくこととなります。そうした強制的な連帯の仕組みの意義について各人が意見を持てるようになることもめざしています。
授業形態	講義
授業方法	manaba上に配布されたレジュメをもとに、各回のテーマに関する社会保障法のルールを説明していきます。レジュメに空欄がありますので、受講生はそれを穴埋めするほか、必要なノート・メモを取ってください。
	【第1回】ガイダンス、社会保障の各分野 【第2回】年金保険法①概要、保険者、被保険者 【第3回】年金保険法②財政方式 【第4回】年金保険法③給付（1）老齢年金・障害年金 【第5回】年金保険法④給付（2）遺族年金 【第6回】年金保険法⑤給付を巡る問題点

授業計画	<p>【第7回】医療保険法①概要、保険者、被保険者</p> <p>【第8回】医療保険法②被保険者、財政</p> <p>【第9回】医療保険法③給付（1）給付の種類</p> <p>【第10回】医療保険法④給付（2）混合診療</p> <p>【第11回】医療保険法⑤医療提供体制</p> <p>【第12回】介護保険①概要、導入の背景</p> <p>【第13回】介護保険法②保険者、被保険者、財政</p> <p>【第14回】介護保険法③給付および法的関係</p> <p>【第15回】労災保険法①概要、保険者、適用事業・労働者</p> <p>【第16回】労災保険法②財政、保険事故</p> <p>【第17回】労災保険法③給付</p> <p>【第18回】労災保険法④給付を巡る問題点</p> <p>【第19回】雇用保険法①概要・被保険者・財政</p> <p>【第20回】雇用保険法②給付</p> <p>【第21回】生活保護法①概要、責任主体、要保護者</p> <p>【第22回】生活保護法②財源、給付</p> <p>【第23回】社会福祉法①概要、社会福祉制度の変化</p> <p>【第24回】社会福祉法②障害者福祉</p> <p>【第25回】社会福祉法③児童福祉、母子家庭等</p> <p>【第26回】社会手当</p>
事前・事後学修に必要な時間	<p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p>
事前・事後学修の内容	<p>【事前学修】 1週間前にmanabaにレジユメをアップロードしますので、読んでおいてください。</p> <p>【事後学修】 小テストに備えて、毎回の授業内容を復習してください。</p>
成績評価方法・基準	<p>4回程度の小テスト（100%） ※当該テストの前の期間における欠席率が3分の1を超えている人は、小テストを受けても評価の対象としません。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方	<p>本授業で小テストの講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行います。</p>

法	
教科書・指定図書	とくになし。
履修上の留意点	欠席率が3分の1を超えている受講生は、評価の対象としません（不可となります）。
更新日	2025/3/19

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LF301
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LF000100
講義名	法哲学
担当者名	藤岡 大助
開講情報	秋期 水曜日 2時限 522教室 秋期 金曜日 4時限 522教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	「法とは何か」という問いに対して、様々な観点や局面から光をあてて哲学的考察を加えていくのが「法哲学」という科目である。現代法の特質を理解し、今後の法のあり方を模索していく上でも、「法」という文化現象に対する哲学的分析は欠かせない。法学方法論、正義論、功利主義、法と経済などのトピックスやその他の現代的諸問題が、考察の対象となりうる。
授業の内容	法哲学は、正義論と法概念論という二つの問題系からなる。正義論では、道徳的観点からみて正しいこととは何なのかを解明する。具体的には、政治社会の様々な政策的・制度的体系が、どのような道徳原理によって支持・批判されるのかを問う。他方、法概念論では、ある事象が「法」であるためには、それがどのような要件を備えていなければならないのかを解明する。特に、二〇世紀を経験した人類にとって、ナチスや社会主義独裁国家による残虐な「法」という現実を踏まえたとき、何が法であるかは悩ましい問題となる。本講義では、法哲学的知識をふまえて、これらの問題群に対して、受講生自身が自分の頭で考える機会を提供したいと思う。
科目の到達目標 (理解のレベル)	法哲学について知り、法哲学的思考を実践する。
授業形態	講義
授業方法	全体の過半は講義によってすすめるが、可能であれば、グループディスカッションなどの議論の機会も設ける予定である。
	【第1回】 科目の趣旨説明
	【第2回】 法哲学とは
	【第3回】 民主政の意義
	【第4回】 民主政の限界
	【第5回】 正義概念論
	【第6回】 利己主義
	【第7回】 課題①：正義概念論
	【第8回】 リベラリズム
	【第9回】 コミュニタリアニズム

授業計画	【第10回】	アメリカにおける価値対立の諸相	
	【第11回】	欧州における価値対立の諸相	
	【第12回】	ポリティカル・コンパス	
	【第13回】	課題②：ポリティカル・コンパス	
	【第14回】	功利主義I：概要	
	【第15回】	功利主義II：問題点	
	【第16回】	ロールズの正義論I：無知のベール	
	【第17回】	ロールズの正義論II：正義の二原理	
	【第18回】	リバタリアニズムI：概説	
	【第19回】	リバタリアニズムII：ノージックの理論	
	【第20回】	エガリタリアニズムI：分配規準と被分配項	
	【第21回】	エガリタリアニズムII：ドゥオーキンの資源の平等	
	【第22回】	ハートの法概念論I：ルール概念	
	【第23回】	ハートの法概念論II：司法裁量論	
	【第24回】	ドゥオーキンの法概念論I：原理の解釈	
	【第25回】	ドゥオーキンの法概念論II：純一性としての法	
	【第26回】	課題③：全体を通して	
	事前・事後学修	興味に応じて、参考図書を読んでもみるなど。	
	成績評価方法・基準	授業中に3回実施される課題（60%）と、毎回の授業の理解を問うクイズ（40%）によって評価する。	
	教科書・指定図書	講義はプリントで進める予定なので、特に教科書は指定しない。参考図書については、適宜、授業の中で伝える。	
	履修上の留意点	既習科目についての要件はない。	
	更新日	2025/3/19	

開設	法律学科
科目ナンバー	LF302
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LF000300
講義名	日本法制史
担当者名	宮部 香織
開講情報	春期 火曜日 3時限 227教室 春期 火曜日 4時限 227教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	「法」のあり方はきわめて多様であり、それぞれの法文化には固有の歴史がある。この科目では、我が国の「法」がいかなる歴史的背景・歴史的基盤の上に成り立っているのかを、様々な史料に即して学んでゆく。我が国の現行法制度をより深く理解する為には、これまでの法の成立過程や発展過程を歴史的に考察することがきわめて重要である。
授業の内容	現在、我々の社会において施行・運用されている法規より前に、日本ではどのような法が用いられていたのかを学んでいくとともに、過去の法と現代の法とが断絶しているものではないとの認識を持つことを目的とする。 内容としては、古代・中世・近世・近代と順をおって、各時代に編纂された主な法典とその編纂者などについてとりあげていく。 各時代の法典が、(1)どのような時代背景から編纂されるに至ったのか、(2)何を参照して編纂されているのか、(3)後の時代にどのような影響をあたえたのか、といった点に注目して授業を行なう。
科目の到達目標 (理解のレベル)	(1) 日本の歴史において、どのような時代に、どのような理由から、どのような法が編纂されてきたのかを通史的に理解するとともに、現代法とも無関係ではないことを理解する。 (2) 現代的な感覚で前近代の法をとらえると理解を誤るため、歴史的な視点の獲得（当時の常識などを知る）を目指す。 (3) 法の編纂には、時代を問わない共通性が存在することや、過去の法を参考にして新たな法が作られてきたことを理解する。
授業形態	講義
授業方法	・講義形式で、口頭による解説を中心に、黒板への板書やパワーポイントのスライドなどを補助的に使用して進めていきます。 ・また概説書などに記載されている内容の根拠となっている一次資料（歴史史料）も参照して、各時代に編纂された法典の形式や法文の雰囲気味わいながら、それぞれの法に対する理解を深めてきます。 ・歴史史料などの参考資料は、基本的にmanabaを通じて配布します。
	○第1回／ガイダンス 「法制史」とは何を学ぶ学問か 学問の目的を知る ○第2回／太古の人々が抱いていた法意識

話し言葉 書き言葉 やまとことば のり しる つみ

○第3回／不文法の時代（弥生時代）

不文法 邪馬台国 魏志倭人伝 身分制度 刑罰

○第4回／成文法の始まり① 法を文字で表記する

漢字の伝来 外国の文字 やまとことば 「のり」と法 宣命

○第5回／成文法の始まり②（飛鳥時代）

成文法 十七条憲法 聖徳太子 蘇我馬子 六条詔書

○第6回／律令法の継受①

中国法（律令格式）の構造 中国大陸における律令法の発達

○第7回／律令法の継受②（飛鳥時代）

日本における中国法の導入 天智天皇 近江令 存否

○第8回／律令法の継受③（飛鳥時代）

令法典 飛鳥浄御原令 天武天皇 持統天皇 日本書紀

○第9回／律令法の継受④（飛鳥～奈良時代）

律と令の編纂 編纂メンバーの人选 藤原不比等 大宝律令

○第10回／律令法の継受⑤（奈良時代）

養老律令 法の改定 約30年後の施行 藤原仲麻呂

○第11回／律令法の運用までの道のり（奈良～平安時代）

法の運用 法の理解 律令講書の開催 注釈書の作成

○第12回／律令学の発達と衰退（平安時代）

国定の注釈書 『令義解』 解釈の統一 格法典 式法典

○第13回／律令法の変質と武家法の発達（平安後期～鎌倉時代）

明法家 明法道 法書の編纂 律令法の変質 公家と武家

○第14回／武家法①（鎌倉時代）

武家政権 鎌倉幕府 幕府法 御成敗式目 北条泰時

○第15回／武家法②（鎌倉時代）

御成敗式目の内容と特色 律令法との相違点・共通点 道理

○第16回／武家法③（鎌倉時代）

御成敗式目の改正 改正の方法 追加法 理非を論ぜず

授業計画

○第17回／武家法④（室町時代）

室町幕府 足利尊氏 建武式目 明法家 是円 追加法

○第18回／武家法⑤（戦国時代）

戦国大名 分国法 家法 国法 戦争と平和

○第19回／武家法⑥（戦国時代）

今川仮名目録 伊達家塵芥集 甲州法度之次第（信玄法度）

○第20回／武家法⑦（江戸時代前期）

徳川家康 江戸幕府 三ヶ条の誓紙 徳川歴代将軍 武家諸法度

○第21回／武家法⑧（江戸時代前期）

禁中並公家諸法度 天皇 朝廷と幕府 諸士法度 旗本・御家人

○第22回／武家法⑨（江戸時代中期）

天下一統之法 御料法 徳川吉宗 公事方御定書

○第23回／武家法⑩（江戸時代中期）

藩法 自分仕置令 公事方御定書 中国法 明律 熊本藩御刑法草書

○第24回／近代法の時代へ①（明治時代）

王政復古 律令法 刑事法 仮刑律 新律綱領 改定律例 フランス法

○第25回／近代法の時代へ②（明治時代）

ヨーロッパ法の導入 条約改正 立憲国家 大日本帝国憲法 皇室典範

○第26回／近代法の時代へ③（明治時代）

お雇い外国人 ボワソナード フランス刑法 折衷主義 旧刑法 六法

事前・事後
学修に必要な
時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

（事前学修）manabaに、授業実施日より前に、授業で取り上げる内容に関わる参考文献をテキストとしてPDFファイルでアップロードしておくので、各自で授業までに予習として読んでおくこと。

また、分からない用語などがある場合には各自で調べておくこと（図書館で歴史関連の辞典類で調べる、インターネットのジャパンナレッジやウィキペディアで調べるなど）。これは事後学修として行なっても良い。

（事後学修）講義を聴講した後に、manabaに上げてある講義の要点を再確認する小テストを受けて、講義内容を復習する。

平常点40%、定期試験60%

成績評価方
法・基準

・平常点は、全受講者の授業の理解度を確保するために事後学修として設定している小テストへの取り組みを中心に評価します。小テストは授業内容をふまえて解答しているかど

うか、すなわち授業の内容を理解しているかどうかを採点基準とします。

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィー
ドバック方
法

本授業での課題（小テスト）の評価・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

- ・教科書は指定していません。
- ・必要に応じて以下の指定図書のうちから、授業にかかわる箇所を適宜PDFファイルにてmanabaから配布します。

教科書・指
定図書

〔指定図書〕

浅古弘ほか編 『日本法制史』 青林書院、2010年
牧英正・藤原明久編 『日本法制史』 青林書院、1998年
村上一博・西村安博編 『史料で読む日本法史』 法律文化社、2009年
水林彪ほか編 『法社会史』 山川出版社、2001年
高谷知佳ほか編 『日本法史から何がみえるか 一法と秩序の歴史を学ぶ』 有斐閣、2018年
出口雄一ほか編 『概説 日本法制史』 （第二版）弘文堂、2023年

履修上の留
意点

・日本史についての基本的な知識を有している方が望ましいですが、これまで日本史の授業を受けてこなかった場合であっても、わからない歴史用語などをおのおの自主的に調べてもらえれば問題ありません。

・授業中の私語は厳禁。体調不良およびトイレ以外の途中退出やスマートフォンやパソコンの授業に関係のない私的使用は禁止。受講態度が良くない者については平常点に反映します。

・出席や課題（小テスト）の不正が発覚した場合は成績評価を「不可（不合格）」とします。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LF303
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LF000400
講義名	西洋法制史
担当者名	田中 謙一
開講情報	秋期 火曜日 2時限 526教室 秋期 火曜日 3時限 526教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C

備考

科目の趣旨	ヨーロッパの法文化は、古代ギリシャ・ローマ以来きわめて多くの時間をかけて、きわめて多くの先人たちの努力のもとに形成されてきた。「西洋法制史」はそのような歴史的プロセスをさまざまな史料に基づいて学ぶ科目である。より具体的には、今日では当然のように存在している「法典」が登場するまでの法文化の歴史や、「法典」の登場が法学史上いかなる意味を有するのかを考えていきたい。
授業の内容	この授業では、わが国の母法である西洋の法について、その歴史的な形成過程を中心に学習する。また、単に法について学習するだけでなく、その歴史的な背景についても言及する。
科目の到達目標 (理解のレベル)	①西洋の法の起源であるローマ法の基本的な構造が理解できる。また、当時のローマの歴史についても基本的な知識を習得できる。 ②ローマ法がその後の西洋の歴史の中でどのように扱われてきたのかを理解する。
授業形態	講義
授業方法	講義形式で行います。
	【第1回】西洋法制史とは何か？
	【第2回】ローマ共和政期
	【第3回】ローマ帝政期
	【第4回】ローマにおける民事訴訟
	【第5回】ローマにおける契約
	【第6回】ローマにおける法学
	【第7回】中世法学のはじまり
	【第8回】中世法学の展開
	【第9回】法学部の登場と発展
	【第10回】中世における訴訟手続と裁判機構
	【第11回】法学者と法学の広がり
	【第12回】ヨーロッパと世界のつながり

授業計画	<p>【第13回】 マイノリティたちの西洋法</p> <p>【第14回】 主権国家の萌芽</p> <p>【第15回】 近代自然法論の役割</p> <p>【第16回】 市場経済の成立</p> <p>【第17回】 ドイツ同盟と北ドイツ連邦</p> <p>【第18回】 ドイツ帝国とナチスの成立</p> <p>【第19回】 出版・結社の自由</p> <p>【第20回】 契約の自由と正義</p> <p>【第21回】 法曹養成制度</p> <p>【第22回】 北ヨーロッパの歴史的展開</p> <p>【第23回】 宗教改革と北ヨーロッパ</p> <p>【第24回】 キリスト教の歴史（1）～ローマ時代～</p> <p>【第25回】 キリスト教の歴史（2）～中世ヨーロッパ～</p> <p>【第26回】 西洋法制史の振り返り～西洋法制史の学習の意義～</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	各回の授業開始前に、教科書の該当箇所を一読しておくこと。また、授業後には、レジュメの内容を理解しておくこと。
成績評価方法・基準	定期試験（100%）
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	宮坂渉ほか『史料から見る西洋法史』（法律文化社、2024年）
履修上の留意点	特にありません。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LF305
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LF000600
講義名	外国法
担当者名	木原 浩之
開講情報	春期 金曜日 2時限 541教室 春期 金曜日 3時限 541教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	明治維新以来、日本の立法は外国法を参考にして制定されてきた経緯があり、外国法を学ぶことは日本の法律の解釈に際して参考になる。とりわけ、大陸法系に属するドイツ法とフランス法、また英米法系に属するイギリス法とアメリカ法は、わが国の様々な法領域に強い影響を与えている。また、グローバル化社会といわれる現在、外国法の知識は必要不可欠となり、諸外国の法制度について理解を深めておくことが重要となる。この場合、先にあげた外国法以外にも検討の対象となりうる（例えば、アジア諸国の法やイスラム法など）。なお、講義で取り上げる外国法の分野は、担当教員の専門領域により決定される。
授業の内容	この講義では英米法系に属するイギリス法とアメリカ法を中心に扱うが、英連邦（コモンウェルス）に属するカナダ、インド、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドなどの法律にも適宜言及し、各国の共通点や相違点を踏まえつつも、英米法系諸国の法制度を一体的に捉える視点を重視する。 まず、「英米法総論」と称して英米法の主たる特徴を概説する。具体的には、世界の二大法体系である大陸法と英米法とが分化してきた歴史的経緯、英米法系の地理的分布、英米の司法制度、判例法と制定法との関係、英米における法典化運動、また、取引法の統一化などの問題を取り上げる。 次に、「英米私法総論」と称して、英米私法の大まかな構造を把握してもらい、その後、英米私法の領域の中で、特に、「契約法」（The Law of Contract）に重点を置いて、その基本原理や特徴、思考様式を解説する。ここでは、日本民法との比較において、契約の成立、方式、解釈、瑕疵、効力、履行・不履行、救済などの問題を取り上げる。
科目の到達目標 （理解のレベル）	「英米法総論」では、英米の法制度の主たる特徴を理解することを目的とする。「英米私法総論」および「英米契約法」では、自国の法（日本法）との比較の上で外国法（英米法）を学ぶことによって、民事法上の個々のルールへの理解を深化させ、さらに、紛争解決のあり方に対して相対的・複眼的な思考方法を養うことを目指す。さらに、国際商取引の世界における英米契約法の影響力について、また、世界的に契約法・取引法を統一化させようとする国際的動向についても理解することを目的とする。
授業形態	講義
授業方法	1. 事前に授業教材をmanabaに掲載する。 2. 授業は講義形式に基づく。
	【第1回】オリエンテーション 【第2回】英米法総論1：大陸法と英米法 【第3回】英米法総論2：英米法系諸国の法 【第4回】英米法総論3：英米の司法制度 【第5回】英米法総論4：英米の判例法と制定法 【第6回】英米法総論5：英米における法典化運動 【第7回】英米法総論6：取引法の統一化 【第8回】英米私法総論1：概論 【第9回】英米私法総論2：財産法・信託法

授業計画	<p>【第10回】 英米私法総論3：不法行為法・契約法</p> <p>【第11回】 英米私法総論4：原状回復法・代理法</p> <p>【第12回】 英米契約法1：総論</p> <p>【第13回】 英米契約法2：契約の成立①（相互的同意）</p> <p>【第14回】 英米契約法3：契約の成立②（約因と約束的禁反言）</p> <p>【第15回】 英米契約法4：契約の成立③（申込と承諾）</p> <p>【第16回】 英米契約法5：契約の方式・契約の解釈</p> <p>【第17回】 英米契約法6：契約の瑕疵①（錯誤）</p> <p>【第18回】 英米契約法7：契約の瑕疵②（不実表示、強迫・不当威圧）</p> <p>【第19回】 英米契約法8：契約の瑕疵③（不法契約、非良心的契約）</p> <p>【第20回】 英米契約法9：契約能力（未成年者、精神病者・泥酔者、法人）</p> <p>【第21回】 英米契約法10：契約の履行①（約束と条件）</p> <p>【第22回】 英米契約法11：契約の履行②（条件と保証）</p> <p>【第23回】 英米契約法12：契約の不履行①（履行遅滞、履行拒絶）</p> <p>【第24回】 英米契約法13：契約の不履行②（保証違反）</p> <p>【第25回】 英米契約法14：契約違反に対する救済</p> <p>【第26回】 英米契約法15：契約の挫折（契約責任の免責事由）</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事前学修としては、授業計画に沿って第1回目の講義で提示する参考文献の該当箇所を熟読しておくこと。特に第12回以降は日本法と比較しながら英米契約法の講義を進めるので、関連する日本民法の復習をしておくこと。 ・事後学修としては、講義メモ、授業教材、参考文献などを基にオリジナルのノートを作成すること。
成績評価方法・基準	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価は、平常点（50%）、レポート（50%）に基づく。 ・レポートは、以下の2つの設問から構成される。自ら問題を設定し、自らそれに答える形式であり、問題設定それ自体が評価の対象となり、また、論述にあたっては、いかに問題を深く掘り下げて検討しているかが評価のポイントとなる。 ①「英米法総論」で学んだ問題を一つ取り上げて、当該問題の概要を説明した上で、そこから導き出される英米法の特徴を論じなさい。 ②「英米契約法」で学んだ問題を一つ取り上げて、英米法と日本法において当該問題がどのように取り扱われているか、比較の上で論じなさい。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	田中英夫編『BASIC英米法辞典』（東京大学出版会、1993） ISBN-13：978-4130320825
履修上の留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本民法（財産法）の基本的な知識を有していることが望ましい。 2. 小型六法と授業教材を毎回の授業に持参すること。 3. 私語厳禁
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LG201
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LG000100
講義名	政治学原論
担当者名	藤岡 大助
開講情報	春期 水曜日 2時限 522教室 春期 金曜日 4時限 522教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	政治の思想・観念や事実、国内政治や国際政治など政治の種々の分野の基礎・基本となる要素を洗い出し、それらの要素と関係を、政治の事実にかかわる記述理論と人間の実践にかかわる規範理論の両面から考察することを目的とする。法制度との関係で言えば、政治学は一般に、それを自己完結的なものとして孤立させてとらえるのではなく、法制度の形成過程や法の運用を広く柔軟に政治状況の関数としてとらえるという点で法現象に深く関連し、とりわけ公権力は政治の基本的要素であるから公法分野とは直接的に関連する。公務員試験専門科目の問題に多く出題される分野である。
授業の内容	政治思想・政治史・政治体制・政治制度・政治過程など、政治学の基幹部分を扱う。講義は、公務員試験（国家Ⅱ種・地方上級・国税専門官試験レベル）の専門科目・政治学分野で出題される内容を理解する上での骨格となるものである。公務員試験に向けた完全な準備には、公務員試験対策コースの受講や各自の学習がなお必要となろうが、本講義を受講しておれば、それらをスムーズに修得することが出来るはずである。 また、公務員試験を受験しない場合でも、本講義は政治学の全体像を概観するものなので、政治学についての体系的知識を獲得する機会として有用なものとなるだろう。
科目の到達目標 （理解のレベル）	政治学についての概観的知識を身につける。
授業形態	講義
授業方法	講義によって進める。
	【第1回】オリエンテーション
	【第2回】古代ギリシャの政治思想①：プラトン
	【第3回】古代ギリシャの政治思想②：アリストテレス
	【第4回】市民革命以前の政治思想
	【第5回】英国市民革命と社会契約論①ホッブズ
	【第6回】英国市民革命と社会契約論②ロック
	【第7回】ルソーの社会契約論とフランス革命
	【第8回】市民革命以後の政治思想

授業計画	<p>【第9回】全体主義</p> <p>【第10回】自由民主主義体制</p> <p>【第11回】政治制度</p> <p>【第12回】アメリカの政治制度</p> <p>【第13回】日本の政治制度</p> <p>【第14回】各国の政治制度</p> <p>【第15回】基本となる選挙制度</p> <p>【第16回】選挙制度のヴァリエーション</p> <p>【第17回】政党制</p> <p>【第18回】政党</p> <p>【第19回】圧力団体</p> <p>【第20回】現代民主主義の展開</p> <p>【第21回】世論</p> <p>【第22回】マスメディア</p> <p>【第23回】リーダーシップ</p> <p>【第24回】エリート</p> <p>【第25回】政治意識</p> <p>【第26回】政治的無関心</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	期末試験へ向けた試験対策の学習が、主体となるであろう。プリントをよく読み返し、出題箇所の内容をよく理解すること。また、練習問題を参考に、正誤判定問題として、どのように問われるかを自分なりに考えて記憶に努めるとよい。
成績評価方法・基準	試験期間中に実施する期末試験により、素点を算出する。期末試験では、文の正誤を判定する問題を出題する。また、取得した検定・資格、所属する部活動等での功績などによって、若干の加点がある。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	授業はレジュメを配信して進めているので、教科書の指定はない。
履修上の留意点	特になし。

更新日 2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LG203
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LG000300
講義名	行政学
担当者名	平井 文三
開講情報	秋期 月曜日 3時限 7100教室 秋期 水曜日 4時限 7100教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	行政は、市場では提供されない公共財・サービスを租税を基に提供する、国民生活に不可欠の国家活動である。特に、現代国家では、経済社会の複雑化に対応して、政権交代等の党派的政治に影響されない、専門技能を蓄積した職業公務員集団による行政が不可避である一方で、国民はこれを民主的に統制することも必要である。行政学では、このような特徴を有する現代国家の行政活動のための組織の編成・運営の在り方と実態を考察する。
授業の内容	<p>皆さんは、行政学は政治学の一分野だと思っていないだろうか。政治学自体がとらえどころがないのに、まして行政学とは何だろう、でも、公務員試験の科目だから勉強しなければならないし、いやだなあなどとは思っていないだろうか。</p> <p>本来の行政学は、そのようなものではない。世の中には、市場の中で活動して、私的利益を追求する組織がある一方で、人々がそのサービスを自分のお金で買おうとは思わないけれども、その組織が提供する財やサービスがなければ生活できないという、公益を追求する組織もある。前者が営利企業、後者の代表が政府である。営利企業の運営についての学問が経営学で、政府の組織の運営についての学問が行政学である。</p> <p>政府の組織の特徴は、租税を集めたり、規制をしたりするなどの権力の行使という特徴があるために、権力を取り扱う政治とは、一定の距離は置きつつも、縁が切れない。しかし、組織理論や人的資源管理論は経営学の知見を借用してきた。最近では、組織を経済学的に分析する分野も拡大してきた。もちろん、財政学やミクロ・マクロの経済学も関係してくる。権力を統制する手段としては、行政法も関係する。行政が企画立案し、実施をしている政策の効果を分析しようと思えば、統計学も必要となる。</p> <p>1980年代以後、行政運営についての新たな考え方として、ニュー・パブリック・マネジメントという動きが世界中で発生してきた。しかし、公務員試験の行政学は、1960年代ころまでの組織理論で時計が止まったままである。しかし、過去の理論も、現代の行政への示唆は必ずある。</p> <p>この授業では、過去と現在を行ったり来たりしながら、公務員試験の役にも立つ、でも、実際に公務員になっても、民間企業社員になっても、NPOなどの非営利組織の職員になっても仕事の上でのヒントになる、そのような現実的な行政学を伝えたいと思っている。</p> <p>なお、この科目は、担当教員が総務省等に職員（管理職等）として勤務して得た行政実務の経験をもとに、行政学について授業を行い、その実践的な知識・技能・経験等を学生に教授する。</p>
科目の到達目標 （理解のレベル）	到達目標としては、行政に関するトピックについて、学術的なショート・エッセイを執筆することができるようになることを目指す。

授業形態	講義
授業方法	manabaで配信する講義内容の論点メモのプリントを中心とした講義形式で行う。学生が口頭説明もメモできる程度の速度で進めるようにしたいと考えている。
授業計画	<p>【第1回】 行政学とはどのような学問か</p> <p>【第2回】 行政組織</p> <p>【第3回】 公務員制度</p> <p>【第4回】 公務員の労働基本権</p> <p>【第5回】 財政・会計制度</p> <p>【第6回】 稟議制・大部屋主義・ライン・スタッフ、マトリクス組織</p> <p>【第7回】 地方自治(1)</p> <p>【第8回】 地方自治(2)</p> <p>【第9回】 授業内試験(1)</p> <p>【第10回】 マックス・ウェーバーの官僚制</p> <p>【第11回】 科学的管理法</p> <p>【第12回】 古典的組織理論</p> <p>【第13回】 人間関係論(1)</p> <p>【第14回】 人間関係論(2)</p> <p>【第15回】 意思決定論</p> <p>【第16回】 行政責任・統制論</p> <p>【第17回】 行政史・行政学史</p> <p>【第18回】 授業内試験(2)</p> <p>【第19回】 エージェンシー理論と予算最大化</p> <p>【第20回】 ニュー・パブリック・マネジメント</p> <p>【第21回】 アウトソーシング、市場化テスト、指定管理者制度</p> <p>【第22回】 バウチャー、官民パートナーシップ</p> <p>【第23回】 業績測定と政策評価</p> <p>【第24回】 執行エージェンシーと独立行政法人</p> <p>【第25回】 公務員の能力・実績主義人事管理</p> <p>【第26回】 授業内試験(3)</p>
事前・事後学修に必要	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

な時間	
事前・事後学修の内容	事前配布のプリントに書かれたキーワードを検索エンジンで検索するなどして予習しておくこと。授業の内容は自分なりにしっかり整理するとともに、現代の行政活動の状況については、新聞、雑誌、書籍、インターネットなどでも補足しておくこと。第22回以後は、教科書『世界の行政改革』の該当部分を事前に読んでおくこと。毎回、授業開始時と終了時に小テストを行う。
成績評価方法・基準	授業内試験（3回）の成績（75%）、レポート（25%） やむを得ず授業内試験を受けられなかった場合には、追試受験を申し出ること。 授業内試験3回と要件を満たすレポートの提出のいずれかを履行できない場合には単位を認定しない。また、無断欠席が3回超あった場合にも単位を認定しない。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	教科書：OECD著・平井文三訳『世界の行政改革』（明石書店）ISBN 9784750324302（第21回以後で使用） 『図表でみる世界の行政改革』シリーズとは異なるので注意すること。
履修上の留意点	専門試験で行政学が課される公務員試験（※）をめざす学生を主なターゲットとして講義を行うが、経営学を受講できなかった、経営学を公的で非営利の組織に適用することに興味がある、官民を問わず就職試験の一般常識の社会科学分野を強化したいというような学生などにも参考になるように講義を組み立てたいと考えている。 ※国家総合職、国家専門職の多くの職種、国家一般職、都道府県、政令指定都市、一部の市の職員。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LG204
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LG000400
講義名	国際政治学
担当者名	大原 俊一郎
開講情報	春期 月曜日 3時限 533教室 春期 月曜日 4時限 533教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨 主として現代の国際政治を対象とするが、その対象や課題は多岐にわたるので、幾つかに焦点を絞って考察しなければならないであろう。第一に国際政治をマクロの目でその構造を全体として体系的に考察するという課題があり、第二に国家やINGOなどのプレイヤーの個別的関係を考察するという課題があり、第三に国内政治と国際政治のリンケージ（連携）を考察するという課題があり、第四に現代国際政治の位置を知るために戦後冷戦の開始・変遷・終焉のダイナミズムと冷戦以後の世界政治の特徴を理解するという課題もある。またその他の主要問題としては、南北問題、文明の衝突と和解の問題などが挙げられよう。

授業の内容 現代社会では、国際化が進展し、国境を越えた交流が盛んである。国際政治学はこうした状況の中で国家間の対立を回避し、国際的な相互理解を深め、さらに世界経済の動向を構造的に捉えながら行政やビジネスを展開していく上で必須の国際的教養である。

そこで本科目では、前半で現代国際政治と国際政治の制度・学説を概説し、後半で国際政治の歴史を取り扱う。全体の授業を通して広範な歴史理解に根差した国際政治学（国際政治学の歴史的アプローチ）の基本的な知識を身に付け、世界を大きな視野で捉える思考訓練を行う。

授業においては「国際政治学の歴史的アプローチ」に基づく学理に深く根ざしながらも、現代国際政治の変容や地球規模の課題（グローバル・イシュー）など、より発展的な問題を交えながら、国際政治の特質をわかりやすく解説していく。

科目の到達目標 国際政治学の概観的知識を身につけた上で、その特質を柔軟に理解し、問題に対し自ら思考するための基礎力を身に付けることを第一段階（最低限）の目標としている。

（理解のレベル） そうした基礎力を身につけた上で、将来起こりうる国際政治の変化や事件に対し、しっかりとした学問的素養を持って考察できるようになることが第二段階の到達目標となる。

第一段階と第二段階に到達した学生は、つね日頃から国際関係のニュースに触れ、それに対する知見を蓄積していくことが望まれる。

授業形態 講義

授業方法 パワーポイント、DVDを利用しながら、図解や写真などをふんだんに交えつつ、講義形式で実施する。こうした「わかりやすい授業」をベースとしながらも、最新の研究成果を織り込んだ補足の説明や独自の考察を適宜交えて知的充足感のある講義を展開する。

毎回の授業の初めには、学生の学習意欲の向上のために、最新の政治情勢や国際情勢を解説するほか、学生のコメントカードに答えるなど、できる限り学生の問題関心を高めつつ、学生との双方向のやりとりをし、理解の向上に努めていきたいと考えている。

【第1回】 オリエンテーション (1) 国際政治学の成り立ち (学問的背景)

授業計画

- 【第2回】 オリエンテーション (2) 国際政治学の基礎概念

- 【第3回】 現代国際政治の変容 (1) ポスト冷戦期の開始と新世界秩序構築の失敗
- 【第4回】 現代国際政治の変容 (2) 1990年代におけるヨーロッパ国際安全保障構築の失敗
- 【第5回】 現代国際政治の変容 (3) 対テロ戦争とアメリカ覇権の終焉
- 【第6回】 現代国際政治の変容 (4) 対テロ戦争の帰結 (DVD含む)
- 【第7回】 現代国際政治の変容 (5) BRICSの台頭
- 【第8回】 現代国際政治の変容 (6) 中国の台頭 (DVD含む)
- 【第9回】 現代国際政治の変容 (7) ウクライナ戦争・ガザ侵攻へ

- 【第10回】 国際政治のしくみ (1) 外交とインテリジェンス
- 【第11回】 国際政治のしくみ (2) 国連
- 【第12回】 国際政治のしくみ (3) 国連の現状 (DVD含む)
- 【第13回】 国際政治の課題 (1) 核拡散とその抑止体制
- 【第14回】 国際政治の課題 (2) グローバリゼーション
- 【第15回】 国際政治の見方 (1) 理想主義
- 【第16回】 国際政治の見方 (2) 現実主義

- 【第17回】 国際政治史 (1) 主権国家の誕生と国際政治の起源
- 【第18回】 国際政治史 (2) 最初の欧州大戦—30年戦争へ
- 【第19回】 国際政治史 (3) 二極均衡から多極均衡へ
- 【第20回】 国際政治史 (4) 多極均衡から大国間協調へ
- 【第21回】 国際政治史 (5) ウィーン体制における集団安全保障
- 【第22回】 国際政治史 (6) 自由主義から帝国主義、そして第一次世界大戦へ
- 【第23回】 国際政治史 (7) 戦間期
- 【第24回】 国際政治史 (8) 第二次世界大戦へ
- 【第25回】 国際政治史 (9) 冷戦

【第26回】 国際政治史（10） デタントから冷戦の終焉へ

事前・事後
学修に必要な
時間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後
学修の内容

事前学修としては、高校時代に使用した世界史の教科書・図録・地図を使って、1500年以降の世界史の流れ、特にヨーロッパを中心とした政治の動向を押さえること。暗記ではなく、大きな流れをきちんと押さえておくこと。

事後学修としては、まずはレジュメと指定図書をよく読み込むことである。その上で授業で習得した国際政治の知識に関連する時事問題を各自でニュースや報道を通じてフォローし、次々に起こってくる国際ニュースに対して、独自の分析を積み重ねること。

成績評価方
法・基準

学期中に提出するレポート（30%）と期末テスト（50%）に平常点（20%）を加えて評価する。

また、就活や部活の大会などで期末テストが受けられなかった人のために代替レポートの制度があるが、特段の理由がない限り、提出された代替レポートは期末テストの8割（40%）の評価となる。

平常点はコメントカードへの記載内容を参考に、授業の理解度、問題関心の深さ、テーマに関する考察の進展度合いを見極めて採点する。

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィー
ドバック方
法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

教科書・指
定図書

レジュメ（プリント）を配布して授業を行うため、教科書は特に指定しない。

指定図書：

①村田晃嗣・君塚直隆ほか『国際政治学をつかむ（第3版）』有斐閣、2023年

②小川浩之・板橋拓己・青野利彦『国際政治史（新版）』有斐閣、2024年

③君塚直隆『近代ヨーロッパ国際政治史』有斐閣、2010年

④リチャード・ハース『THE WORLD（ザ・ワールド）世界のしくみ』日本経済新聞出版、2021年

履修上の留
意点

本講義では、国際政治の歴史理解に基づいて国際政治学の検討を展開するため、1500年以降の世界史（特に西洋史の政治部分）をフォローする必要がある。高校で世界史を履修していない受講生には、西洋史I・II（全学共通科目）の受講をおすすめしたい。また、国際政治学の初歩的な知識の習得のためには政治学I・IIや国際関係論I・II（ともに全学共通科目）の受講も効果的である。

更新日

2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LG205
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LG000500
講義名	政治外交史
担当者名	大原 俊一郎
開講情報	秋期 月曜日 3時限 563教室 秋期 月曜日 4時限 563教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

備考

科目の趣旨	政治史と外交史は密接に関連しながら本来独立した科目としても認められる。外交は本来いわゆる国際舞台で国家間及び多国家間において展開されるが、それは時代の世界政治の動向や国の置かれている状況に深く影響されるのみならず、今日ではいわゆる「民間外交」も盛んになりつつあるところから「外交」の主体は国家のみならず多次元化している。そういう意味では、外交は最早その背景にある政治の現実を抜きにしては語れない。本講は、そのような視点から、日本を中心とする東アジアの具体的事例を挙げて、外交をその背後にある政治の現実と関連づけながら考察することを目的とする。
授業の内容	<p>ポスト冷戦期の国際秩序が動揺し、ウクライナ戦争やガザ侵攻など、戦争が頻発している。この授業では、各国の政治外交史を統合した国際政治史としての視点から、どのような状態の国際秩序において戦争が起きやすいのか、どのようにすれば戦争の起きにくい国際秩序を構築できるのかについて、ヨーロッパ中世秩序の崩壊から始まる約500年を通観する視点によって検討していく。具体的には次のような内容を講義の骨子とする。</p> <p>（1）17世紀～19世紀初頭にかけての「国際社会（諸国家体系）の成熟」の過程の検討によって、国際秩序安定化のメカニズムを構造的に理解する。</p> <p>（2）ウィーン会議後の1815年～1822年を「国際社会（諸国家体系）の成熟」の頂点としつつ、1822年から1914年にかけての国際秩序の劣化の過程を検討し、その後、20世紀初頭から現在にかけても構造的な安定化が図られなかったことを体系的に理解する。</p> <p>（3）日本政治外交史・東アジア国際政治史に関しては、独自の地域的文脈に配慮しつつも（1）（2）の大きな構造と枠組みの中で理解と検討を進める。</p> <p>（4）前記（1）（2）（3）の理解を前提に、21世紀の国際秩序を安定化させるために今を生きるわれわれに何ができるかを検討する。</p>
科目の到達目標 （理解のレベル）	約500年におよぶ国際政治史・政治外交史を通観するのみならず、その仕組みについて体系的・構造的に理解し、どのような国際秩序が戦争を誘発するのか、どのようにすれば戦争が起きにくい国際秩序を構築することができるのかについて、メカニズムを踏まえてわれわれが政治や外交を通して選択可能な方策と手順を多角的に考察できるようになることを到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	講義内容をまとめたレジュメを配布し、それをもとに講義形式で進めていく。講義においては、レジュメと連動したパワーポイントを使用し、図や地図など、ビジュアルによる想像を膨らませつつ、当時の状況を体感的に理解できるようにする。
	<p>【第1回】 オリエンテーション 国際政治史・政治外交史の成り立ち（学問的背景）と分析概念</p> <p>【第2回】 国際政治の起源 中世の崩壊からイタリア戦争へ</p> <p>【第3回】 16世紀政治外交史 ハプスブルク一極優位から30年戦争へ</p>

- 【第4回】 17世紀政治外交史（1） 30年戦争—一極優位・二極均衡から多極均衡へ
- 【第5回】 17世紀政治外交史（2） リシュリユールの集団安全保障構想とウェストファリア講和会議
- 【第6回】 17世紀政治外交史（3） 二極構造から多極システムへ—ルイ14世の戦争とライプツイク条約—
- 【第7回】 18世紀政治外交史（1） 興隆する五大国—スペイン継承戦争・ユトレヒト条約・大北方戦争—
- 【第8回】 18世紀政治外交史（2） オーストリア継承戦争・七年戦争を経て大国一致へ
- 【第9回】 18世紀政治外交史（3） 変革期の五大国秩序—アメリカ独立戦争・ポーランド分割・フランス革命—
- 【第10回】 19世紀政治外交史（1） ウィーン体制における集団安全保障の成立と崩壊
- 【第11回】 19世紀政治外交史（2） 自由主義とナショナリズムの時代—融解する大国間協調（大国一致）—
- 【第12回】 19世紀政治外交史（3） ウィーン体制の崩壊からビスマルク体制へ—同盟システムの台頭—
- 【第13回】 19世紀政治外交史（4） 多極均衡から二極均衡へ—同盟システムと第一次世界大戦への道—
- 【第14回】 戦間期政治外交史（1） ヴェルサイユ体制と国際連盟—個別保障なき集団安全保障—
- 【第15回】 戦間期政治外交史（2） ワシントン体制の成立と崩壊—個別保障なき国際安全保障—
- 【第16回】 戦間期政治外交史（3） ヴェルサイユ体制の崩壊
- 【第17回】 戦間期政治外交史（4） 戦間期東アジア国際政治の帰結
- 【第18回】 冷戦期政治外交史（1） 冷戦の起源と東西の分断
- 【第19回】 冷戦期政治外交史（2） グローバル化する冷戦と第三世界
- 【第20回】 冷戦期政治外交史（3） キューバ危機からデタントへ—多極化する世界—
- 【第21回】 冷戦期政治外交史（4） 新冷戦から冷戦終結へ
- 【第22回】 ポスト冷戦期政治外交史（1） 湾岸戦争と新世界秩序構想の失敗
- 【第23回】 ポスト冷戦期政治外交史（2） 全ヨーロッパ国際安全保障構築の失敗から同盟システムへ
- 【第24回】 ポスト冷戦期政治外交史（3） ユニラテラリズムと対テロ戦争の帰結
- 【第25回】 ポスト冷戦期政治外交史（4） BRICSとグローバルサウスの台頭
- 【第26回】 ポスト冷戦期政治外交史（5） ウクライナ戦争・ガザ侵攻と2026年世界

授業計画

事前・事後
学修に必要

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

な時間	
事前・事後学修の内容	授業に関する予習として、教科書をよく読み込み、授業に該当する時代に何があったのかという事件史を事前に把握しておく。授業の復習としては、授業の解説とレジюмеを参照し、教科書を再度読み直し、歴史を事件の経過によってのみとらえるのではなく、その背後にある国際秩序の構造や仕組みをつねに理解するようにしておく。
成績評価方法・基準	<p>学期中に提出するレポート（30%）と期末テスト（50%）に平常点（20%）を加えて評価する。</p> <p>また、就活や部活の大会などで期末テストが受けられなかった人のために代替レポートの制度があるが、特段の理由がない限り、提出された代替レポートは期末テストの8割（40%）の評価となる。</p> <p>平常点はコメントカードへの記載内容を参考に、授業の理解度、問題関心の深さ、テーマに関する考察の進展度合いを見極めて採点する。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	<p>（教科書）</p> <p>①君塚直隆『近代ヨーロッパ国際政治史』有斐閣、2010年（第3回授業～第13回授業で使用）</p> <p>②小川浩之・板橋拓己・青野利彦『国際政治史〔新版〕』有斐閣、2024年（第14回～第26回授業で使用）</p> <p>（指定図書）</p> <p>①川島真・服部龍二（編）『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007年</p> <p>②青野利彦『冷戦史（上・下）』中公新書、2023年</p> <p>③M.E.サロツティ『1インチの攻防—NATO拡大とポスト冷戦秩序の構築（上・下）』岩波書店、2024年</p>
履修上の留意点	授業を受ける前提として、高校の世界史の教科書などを見直して1500年以降の世界史（特に西洋史）の政治部分はしっかり押さえておくこと。この意味で国際政治学（前期集中）もしくは西洋史I・IIなどを受講していることは望ましい。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LG301
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LG000600
講義名	地方自治論
担当者名	平井 文三
開講情報	春期 火曜日 2時限 534教室 春期 水曜日 3時限 534教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	日本の政治や行政は、国と地方に分かれて行われている。国（中央政府）がわが国全体を視野に統一的、画一的な活動を行うのに対し、地方（自治体）の運営では、地域の実情や住民の要望に応じた独自の視点が考慮される必要がある。われわれの日常生活と深い関わりをもつのはむしろ地方の政治や行政であり、近年、地方分権が重要な政治課題として取り上げられるとともに、住民の自治体活動への参画意識も高まってきた。本講義では、ますます重要性を増している地方の政治や行政について、政治学・行政学の手法を用いて検討する。地方自治体の役割を、中央政府や市民と関連づけながら解明するとともに、行政の現場・実態についても、幅広い情報を提供しよう努める。現代日本の地方自治の特質と課題を、制度とその運用の観点から、歴史的な観点から、そして国際比較の観点から理解することが目標である。
授業の内容	<p>法学部で憲法を学習した皆さんは、地方自治の本旨として「住民自治」と「団体自治」を学んだことと思う。しかし、なぜ、「住民自治」や「団体自治」が必要なのかについては、深く学ぶ機会がなかったかもしれない。</p> <p>他方、皆さんが普段接する行政サービスは、住民登録、上下水道、一般道路、介護等々、地方公共団体（地方自治体）によって提供されているサービスがその多くを占めています。これらのサービスを提供する地方公共団体とは、どのような仕組みによって運営されているのだろう、そして、自分たち住民は、これにどのように関わっていくことができるのだろう。このようなことは、我々の生活の不可欠の一部である。</p> <p>この講義では、このような地方自治の仕組みを、わかりやすく解説していくことにより、皆さんが地方行政に関係する仕事に携わる場合はもちろん、地方公共団体の一住民としての在り方を考えていく手助けをできればと考えている。</p> <p>なお、この科目は、担当教員が総務省等に職員（管理職等）として勤務して得た行政実務の経験をもとに、行政学について授業を行い、その実践的な知識・技能・経験等を学生に教授する。</p>
科目の到達目標 （理解のレベル）	到達目標としては、地方行政に関するトピックについて、学術的なショート・エッセイを執筆することができるようになることを目指す。
授業形態	講義
授業方法	manabaで配信する講義内容の論点メモのプリントを中心として講義形式で行う。学生が口頭説明もメモできる程度の速度で進めるようにしたいと考えている。
	【第1回】地方自治とは何か
	【第2回】住民と自治体行政の運営

授業計画	<p>【第3回】自治体の種類と合併</p> <p>【第4回】議会</p> <p>【第5回】長、その他の執行機関</p> <p>【第6回】自治の紛争処理</p> <p>【第7回】自治体と国との関係</p> <p>【第8回】地方自治制度の課題</p> <p>【第9回】授業内試験(1)</p> <p>【第10回】自治体財政の枠組み</p> <p>【第11回】国と自治体の財政関係</p> <p>【第12回】地方税</p> <p>【第13回】地方交付税・都区財政調整制度</p> <p>【第14回】国庫支出金</p> <p>【第15回】地方債その他の歳入</p> <p>【第16回】地方歳出と自治体の財務手続</p> <p>【第17回】指定管理者制度、包括的委託制度、PFI</p> <p>【第18回】授業内試験(2)</p> <p>【第19回】地方公務員制度のあらましと特色</p> <p>【第20回】人事行政機関</p> <p>【第21回】地方公務員制度の一般原則</p> <p>【第22回】地方公務員の任免</p> <p>【第23回】離職、分限、懲戒等</p> <p>【第24回】服務</p> <p>【第25回】給与等勤務条件と労働基本権</p> <p>【第26回】授業内試験(3)</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<p>該当部分の教科書の内容を十分予習するとともに、試験及びレポート作成のために、授業内容を自分なりに体系的に整理すること。毎回、授業開始時と終了時小テストを実施する。</p> <p>授業内試験（3回）の成績（75%）、レポート（25%）</p>
成績評価方	やむを得ず授業内試験を受けられなかった場合には、追試受験を申し出ること。

法・基準	授業内試験3回と要件を満たすレポートの提出のいずれかを履行できない場合には単位を認定しない。また、無断欠席が3回超あった場合にも単位を認定しない。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	教科書：今井照『図解よくわかる地方自治のしくみ 第7次改訂版』（学陽書房）ISBN 9784313165076 小西砂千夫『地方財政学: 機能・制度・歴史』（有斐閣）ISBN 9784313165427 地方公務員昇任試験問題研究会『完全整理 図表でわかる地方公務員法 第3次改訂版』（学陽書房）ISBN 9784313204836
履修上の留意点	地方公務員を目指す学生をこの講義の主たるターゲットとしますが、地域住民として地方自治に参加していく者にも役に立つ講義にしたいと考えている。 行政学はもちろん、憲法の地方自治に関する規定、行政法の行政行為論、会計学の財務諸表論、地方自治法、財政学等の他科目の知識は、この講義を受ける上で非常に有用となる。 皆さんがふだん身近に接している地域の行政サービスの「ブラック・ボックス」の部分を解き明かすような授業にしたい。
更新日	2025/3/19

開設	法律学科
科目ナンバー	LH204
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LH000400
講義名	財政学
担当者名	肥後 治樹
開講情報	春期 火曜日 1時限 224教室 春期 火曜日 2時限 224教室
単位数	4
受講可能学部	B/L/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	財政とは、政府が民間経済から財源を調達して公的需要の充足を図るまでの政府の一連の経済活動をいう。財政学とは、この公共部門の経済活動を歴史、制度、理論の側面から分析する応用経済学の一つである。公務員試験をめざす学生に必要であるばかりでなく、一般企業に就職する学生にとっても重要である。
授業の内容	「財政学」とは、公共部門の経済活動を対象とする学問であり、それ故、その全体像を理解するためには、ミクロ経済学及びマクロ経済学の知見が不可欠である。したがって、講義においては、まず、ミクロ経済につき、その基本的な事項である市場メカニズムを中心に学修し、次いで、マクロ経済学につき、その基本的な事項である景気循環や経済成長理論を中心に学修する。 これらの経済学の基本的な知見を基に、財政学について、まず、財政学の成立やその基本的な理論を学修し、次いで、様々な公共財・公共サービスを提供する政府の役割について、予算・租税・公債の観点から、租税や公債発行によって調達した財源を基に、国防、外交、司法、警察、教育、公衆衛生、環境保全、災害対策などを供給していることの意義や必要性等について学修し、さらに、租税はどのように割り振られるのか、予算はどのように配分されるのか、等について、その決定メカニズム等についても学修する。 最後に、これらを裏付ける財政法等の法制度についても取り上げる。 特に、予算編成について、大蔵省（現財務省）主計局において、予算の裏付けとなる法令の制定・改正等の実務を担当した教員の経験を基に、国民の利害に直結する財政制度が実際に機能していく過程などについて具体的に講ずる。
科目の到達目標 （理解のレベル）	学生は、本講義を通じて、国及び地方自治体の予算・租税・公債等が、家計や企業と、どのような関係に立つのかなど、国及び地方自治体の経済活動を理解するために必要不可欠な財政学の基本的な事項を具体的に理解する。
授業形態	講義
授業方法	各講義における各項目ごとにレジュメを作成し、導入部分として、その内容に関連するトピック等を題材にし、各項目の内容について、まず基礎的な説明を行うことを基本とし、随時、受講者との質疑応答を挟み、双方向的な内容になるように努める。また、随時、小テスト（理解度確認テスト）等を実施し、受講生の理解度を確認することとする。さらに、関連する映像資料等も活用する。 レジュメ等は、事前に電子媒体のものをmanabaで提供するとともに、必要に応じ、紙媒体のものを教室において配付する。
	【第1回】 ガイダンス・財政学事始め：経済学の一部門としての財政学の意義・位置付け、経済学との関係性等について説明する。 【第2回】 経済学I：社会における経済学の役割について説明する。 【第3回】

授業計画

経済学Ⅱ・ミクロ経済学(1)：ミクロ経済学の立脚点となる分業と交換・市場の役割等について説明する。

【第4回】

経済学Ⅲ・ミクロ経済学(2)：ミクロ経済学における価格決定メカニズムの基礎となる需要と供給の関係等について説明する。

【第5回】

経済学Ⅳ・ミクロ経済学(3)：政府等の公共部門の存在理由となる市場の失敗等について説明する。

【第6回】

トピックスⅠ：最近のトピックスとして、行動経済学の概要について説明する。

【第7回】

経済学Ⅴ・マクロ経済学(1)：マクロ経済学における総需要と総供給、貯蓄と投資を要素とした所得決定のメカニズム等について説明する。

【第8回】

経済学Ⅵ・マクロ経済学(2)：経済活動を継続させる貨幣の循環（貨幣経済）と実物の循環（実物経済）につき、通貨の供給や貨幣の機能等について説明する。

【第9回】

経済学Ⅶ・マクロ経済学(3)：マクロ経済学の視点から経済成長等について説明し、併せて、経済政策の役割等についても説明する。

【第10回】

経済学Ⅷ：現代社会を成立させている近代市民法体系と近代的市場機構の関係等について説明する。

45【第11回】

財政学Ⅰ：財政学の成立過程等について説明する。

【第12回】

財政学Ⅱ・財政の基本(1)：現代社会における財政の役割等について説明する。

【第13回】

財政学Ⅲ・財政の基本(2)：財政学における公共財・公共サービスの提供の担い手となる政府の存在の前提となる公共財の理論等について説明する。

【第14回】

トピックスⅡ：最近のトピックスとして、最後通牒ゲームの概要等について説明する。

【第15回】

財政学Ⅳ・予算(1)：財政学の視点から、予算の意義につき、何故予算制度が必要か等について説明する。

【第16回】

財政学Ⅴ・予算(2)：財政学の視点から、予算の機能につき、計画、調整、伝達等について説明する。

【第17回】

財政学Ⅵ・予算(3)：日本の予算制度について、その編成や成立の過程等について説明する。

【第18回】

財政学Ⅶ・租税(1)：財政学（租税論）の視点から、租税の根拠や原理等について説明する。

【第19回】

財政学Ⅷ・租税(2)：財政学（租税論）の視点から、租税の体系と租税の転嫁等について説明する。

【第20回】

財政学Ⅸ・租税(3)：財政学（租税論）の視点から、わが国の明治維新後の歴史的経緯を踏まえ、租税体系の転換等について説明する。

【第21回】

財政学Ⅹ・租税(4)：財政学（租税論）の視点から、わが国の歳入における租税構造につき、その概要や問題点等について説明する。

【第22回】

財政学Ⅺ・公債(1)：財政学の視点から、公債の意義等について説明する。

【第23回】

財政学Ⅻ・公債(2)：財政学の視点から、わが国の歳入・歳出における公債の管理等について説明する。

	<p>【第24回】 トピックスIII：最近のトピックスとして、MMT（近代貨幣理論）の概要について説明する。</p> <p>【第25回】 財政法I：予算を執行する法体系である財政法の体系について説明する。</p> <p>【第26回】 財政法II：予算の管理において重要な会計法について説明する。</p>
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<p>講義時間には制約があり、説明等できる内容は限られていることから、講義内容に関する指定図書等による予習・復習は不可欠である。また、事前にmanaba等において配付し、講義で使用（掲示）するレジюме等については、講義外においても熟読することが求められる。</p> <p>また、日々、財政関係のニュースなどに関心を持つように心がけてもらいたい。</p>
成績評価方法・基準	<p>試験等（小テストを含む。）50%、平常点50%（授業時の積極的な発言など授業への参加度等）を目安とする。</p> <p>なお、講義中の長時間の離席は、欠席とし、講義中の不適切な行為等については、厳正に対処する。</p> <p>また、欠席回数が全体の1/3を超えた場合（つまり、9回欠席すると）、原則として成績評価の対象としない。</p>
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	講義はレジюмеを作成して進めるので、「教科書」は特に指定しない。
履修上の留意点	<p>(1) 出欠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に、教室で出欠を取る。また、小テストによっても出欠を判断する。 ・ 講義開始後20分までに入室した学生は、「遅刻」としては扱わない。 ・ 講義中の入退室は、災害時などの緊急時を除き前方のドアからのみ認める。講義中に退室する学生は、教員の許可を得ること。 <p>(2) 講義中の態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義中は、私語など他の学生に迷惑になる行為等は慎むこと。他の学生の迷惑になる行為等を慎まない学生には、退室を求める場合もある。 ・ （繰り返しになるが、）講義中の入退室は、前方のドアからのみ認める。講義中に所用等により一時退室する学生は、教員の許可を得ること。 ・ 講義中に無断で退室した学生については、「出席」としては扱わない。 ・ 小テストにつき、他の学生の解答を丸写しするような行為も許されるものではない。このようなあからさまな不適切行為については、厳正に対処する。 <p>(3) 欠席</p> <p>次の場合は、「欠席」であっても、事情を斟酌し、成績評価の対象となる「出席・欠席」回数の計算に当たって「欠席」としないことがあり得る。ただし、平常点上はあくまでも「欠席」として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学公認の部活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「スポーツ振興課」押印のある「授業欠席届」を提出すること。 ・ 就職活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「キャリアセンター承認印」の押印のある「授業欠席届」を提出すること又は同等の措置を講ずること。 ・ インフルエンザ、新型コロナウイルスへの罹患などにより講義に出席できない場合。ただし、医師の診断書、領収書等を提出すること（コピーでも可）又は同等の措置を講ずること。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講義中に入退室をせざるを得ないなどの個人的な事情のある学生は、事前に担当教員に

相談すること。

- ・ その他、考慮・斟酌すべき事情等がある学生は、遠慮なく担当教員に相談すること。

更新日 2025/3/19